

令和7年度
犯罪被害者等支援及び性暴力被害者支援に関する認知度調査
結果報告について

【調査の概要】

令和8年3月
茨城県県民生活環境部生活文化課
安全なまちづくり推進室

調査の概要

調査目的	茨城県犯罪被害者等支援条例及び茨城県性暴力の根絶を目指す条例に基づき、犯罪被害者やその家族、性暴力被害者等が置かれた状況を理解した上で、二次的被害を生じることなく適切に支援が行われるとともに、一日も早く再び平穏な日常を取り戻せるよう、途切れのない支援を推進しているところであり、この一環として、犯罪被害者等支援及び性暴力被害者支援に関する県民の認知度を把握するとともに、その向上を図ることを目的とし、調査を実施した。
対 象	①国立・県立・市町村立・私立の小学校第5・6学年の全ての児童 ②県立・市町村立・私立の中学校の全ての生徒 ③県立・私立の高等学校の全ての生徒 ④成人（①～③の児童生徒の保護者・教職員、県・市町村職員、医師、弁護士、商工会、商工会議所連合会等の団体の会員、事業者の事業主・従業員、大学生・短期大学生等）
回答者数 ()は対象者数 【 】は令和6年度	①25,212人（45,696人 回答率55.2%） 【R6：18,623人（43,871人 回答率42.4%）】 ②29,518人（71,998人 回答率41.0%） 【R6：21,279人（74,503人 回答率28.6%）】 ③ 9,541人（68,518人 回答率13.9%） 【R6：12,496人（70,085人 回答率17.8%）】 ④44,249人（997,323人 回答率4.4%） 【R6：32,938人（1,001,607人 回答率3.3%）】 ①～④ 計108,520人（1,183,535人 回答率9.2%） 【R6：85,336人（1,190,066人 回答率7.2%）】
調査期間	令和7年11月1日～12月22日
調査項目	① 問1 被害者等の現状 問2 二次的被害 問3 自分の身体が侵害された時の対応 問4 相談窓口
	② 問1 被害者等の現状 問2 二次的被害 問3 茨城県犯罪被害者等支援条例 問4 「性暴力」に遭った時の対応 問5 性暴力の根絶を目指す条例 問6 相談窓口
	③・④ 問1 被害者等の現状 問2 二次的被害 問3 いばらき被害者支援センター 問4 茨城県犯罪被害者等支援条例 問5 性暴力の被害について 問6 性暴力被害者支援窓口 問7 性暴力の根絶を目指す条例
調査方法	いばらき電子申請・届出システムによりウェブ回答による調査を実施。

調査結果の概要

1. 条例とその趣旨に関する事項の認知度

※（ ）内は令和6年度調査の数値を表す。

事項	①小学5・6年生	②中学生	③高校生	④成人
犯罪被害者等支援の必要性	53.0% (64.0%)	61.2% (69.3%)	53.5% (63.6%)	67.9% (80.9%)
二次的被害について	51.3% (64.4%)	50.1% (72.6%)	62.7% (64.9%)	88.8% (88.5%)
茨城県犯罪被害者等支援条例		13.5% (16.3%)	14.9% (14.1%)	21.7% (19.5%)
自分の身体が侵害された時の相談の必要性① /性暴力にあった時の相談の必要性② /性暴力の被害が心身に及ぼす影響③④	75.9% (79.5%)	77.4% (72.8%)	80.9% (84.7%)	95.0% (95.9%)
茨城県性暴力の根絶を目指す条例		15.2% (13.4%)	13.8% (12.5%)	21.1% (19.9%)

- 犯罪被害者等支援の必要性の認知度は、小学校第5・6学年の児童53.0%、中学校の生徒61.2%、高等学校の生徒53.5%、成人は67.9%であり、いずれも昨年度の数値を下回った。
- 二次的被害の認知度は、小学校第5・6学年の児童51.3%、中学校の生徒50.1%、高等学校の生徒62.7%、成人は88.8%であり、成人を除き、昨年度の数値を下回った。
- 茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度は、中学校の生徒13.5%、高等学校の生徒14.9%、成人21.7%であり、高等学校の生徒及び成人については、いずれも昨年度の数値を上回った。
- 自分の身体が侵害された時の相談の必要性、性暴力にあった時の相談の必要性、性暴力の被害が心身に及ぼす影響の認知度は、小学校第5・6学年の児童75.9%、中学校の生徒77.4%、高等学校の生徒80.9%、成人は95.0%であり、中学校の生徒を除き、昨年度の数値を下回った。
- 茨城県性暴力の根絶を目指す条例の認知度は、中学校の生徒15.2%、高等学校の生徒13.8%、成人21.1%であり、いずれも昨年度の数値を上回った。
- 茨城県犯罪被害者等支援計画では、茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度を同計画に基づく取組の進捗を判断するための指標として定め、令和9年度までに30%に引き上げることを目標に設定しており、県全体で犯罪被害者等の支援の重要性がより認識されるよう、また、犯罪被害者等への理解・関心がより深まるよう、引き続き条例の認知度の向上を図っていく必要があると考えられる。

調査結果の概要




2. 相談窓口の認知度

※（ ）内は令和6年度調査の数値を表す。

事項	①小学5・6年生	②中学生	③高校生	④成人
いばらき被害者支援センター	16.6% (19.0%)	25.2% (13.2%)	20.9% (21.1%)	28.5% (26.4%)
#8891 (はやくワンストップ)	14.6% (17.8%)	15.8% (15.4%)	16.8% (14.3%)	18.9% (18.4%)
#8103 (シャープハートさん)	16.0% (16.9%)	15.6% (16.3%)	16.8% (14.7%)	19.6% (18.0%)

- 茨城県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体であり、本県の犯罪被害者等支援の専門機関である公益社団法人いばらき被害者支援センターの認知度は、小学校第5・6学年の児童16.6%、中学校の生徒25.2%、高等学校の生徒20.9%、成人は28.5%であった。
- 全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮ダイヤルであり、本県では「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」が相談を受け付ける#8891 (はやくワンストップ) の認知度は、小学校第5・6学年の児童14.6%、中学校の生徒15.8%、高等学校の生徒16.8%、成人は18.9%であった。
- 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通短縮ダイヤルであり、本県では茨城県警察本部性犯罪被害相談「勇気の電話」が相談を受け付ける#8103 (シャープハートさん) の認知度は、小学校第5・6学年の児童16.0%、中学校の生徒15.6%、高等学校の生徒16.8%、成人19.6%であった。
- 茨城県犯罪被害者等支援計画では、これらの相談機関・窓口の認知度を犯罪被害者等支援の取組の進捗を判断するための指標として定め、令和9年度までに30%に引き上げることを目標として設定しており、犯罪被害者等支援の取組の活性化や犯罪被害者等の状況に応じた支援の充実、性犯罪・性暴力被害の潜在化の防止のため、引き続き相談機関・窓口の認知度の向上を図っていく必要があると考えられる。

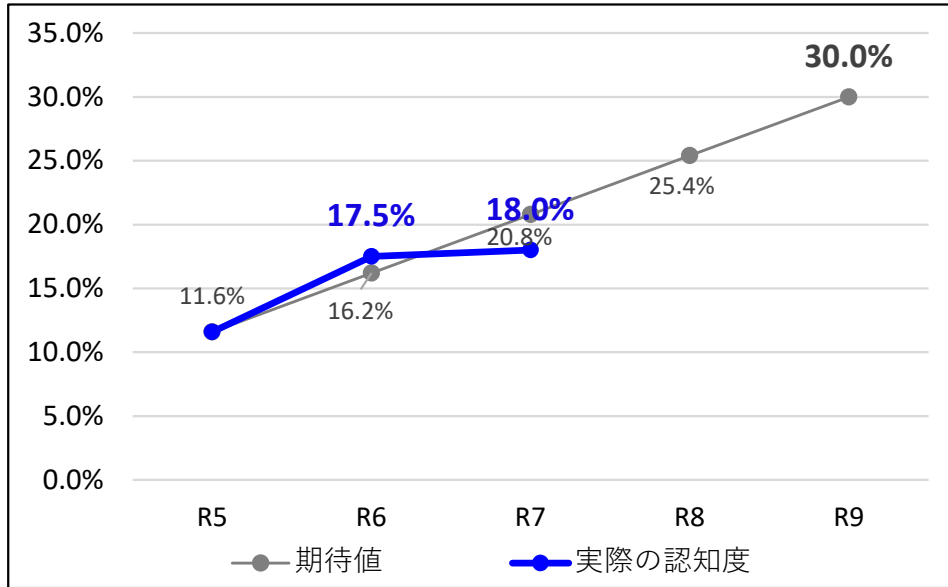
3. 支援計画における目標達成のための指標の達成状況

指標	令和6年度	令和7年度	目標 (令和9年度)
茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度	17.5%	18.0%  0.5pt	30.0%
いばらき被害者支援センターの認知度	20.7%	24.2%  3.5pt	30.0%
性犯罪・性暴力被害者相談窓口の認知度 ・勇気の電話（#8103） ・ワンストップ支援センター全国共通電話 （#8891）等の性犯罪・性暴力被害者相談 窓口の認知度	23.1%	23.4%  0.3pt	30.0%

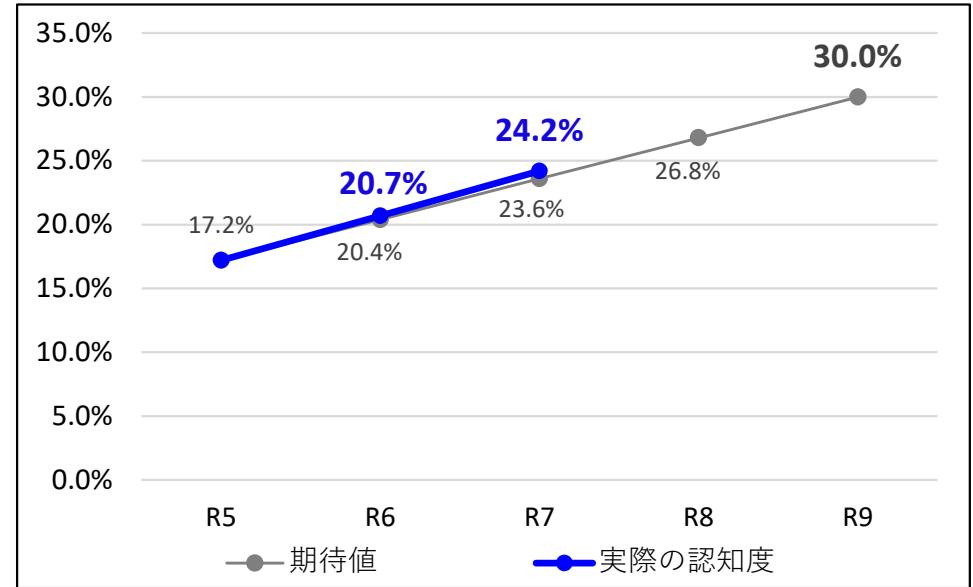
- 茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度は18.0%で前年度調査比0.5ポイントの増、いばらき被害者支援センターの認知度は24.2%で前年度調査比3.5ポイントの増、性暴力被害者相談支援窓口の認知度は23.4%で前年度調査比0.3ポイントの増と、いずれも前年度調査から認知度が上昇した。
- 犯罪被害者等支援の取組の活性化や犯罪被害者等の状況に応じた支援の充実、性犯罪・性暴力被害の潜在化の防止のため、引き続き相談機関・窓口の認知度の向上を図っていく必要があると考えられる。

(参考) 支援計画における目標に対する各認知度の到達状況

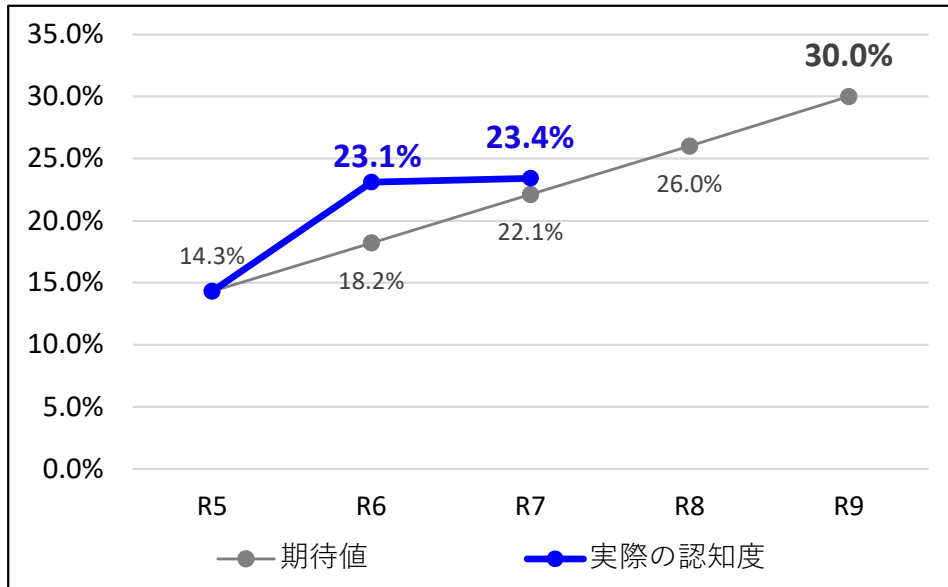
【茨城県犯罪被害者等支援条例】



【いばらき被害者支援センター】



【性犯罪・性暴力被害者相談窓口】



※令和6年度から令和8年度の認知度の期待値は、令和5年度の実際の認知度と令和9年度の目標値（30%）を基に、認知度の成長が一定のペースで進行すると仮定し、各年度ごとの認知度の期待値を逆算して算出

令和7年度
犯罪被害者等支援及び性暴力被害者支援に関する認知度調査
結果報告について

【調査の詳細】

令和8年3月
茨城県県民生活環境部生活文化課
安全なまちづくり推進室

<目次>

調査の概要	3
1. 小学生の調査結果	4
2. 中学生の調査結果	10
3. 高校生の調査結果	19
4. 成人の調査結果	29

調査の概要

調査目的	茨城県犯罪被害者等支援条例及び茨城県性暴力の根絶を目指す条例に基づき、犯罪被害者やその家族、性暴力被害者等が置かれた状況を理解した上で、二次的被害を生じることなく適切に支援が行われるとともに、一日も早く再び平穏な日常を取り戻せるよう、途切れのない支援を推進しているところであり、この一環として、犯罪被害者等支援及び性暴力被害者支援に関する県民の認知度を把握するとともに、その向上を図ることを目的とし、調査を実施した。
対 象	①国立・県立・市町村立・私立の小学校第5・6学年の全ての児童 ②県立・市町村立・私立の中学校の全ての生徒 ③県立・私立の高等学校の全ての生徒 ④成人（①～③の児童生徒の保護者・教職員、県・市町村職員、医師、弁護士、商工会、商工会議所連合会等の団体の会員の事業主・従業員、大学生・短期大学生等）
回答者数 （ ）は対象者数 【 】は令和6年度	①25,212人（45,696人 回答率55.2%） 【R6：18,623人（43,871人 回答率42.4%）】 ②29,518人（71,998人 回答率41.0%） 【R6：21,279人（74,503人 回答率28.6%）】 ③ 9,541人（68,518人 回答率13.9%） 【R6：12,496人（70,085人 回答率17.8%）】 ④44,249人（997,323人 回答率4.4%） 【R6：32,938人（1,001,607人 回答率3.3%）】 ①～④ 計108,520人（1,183,535人 回答率9.2%） 【R6：85,336人（1,190,066人 回答率7.2%）】
調査期間	令和7年11月1日～12月22日
調査項目	① 問1 被害者等の現状 問2 二次的被害 問3 自分の身体が侵害された時の対応 問4 相談窓口
	② 問1 被害者等の現状 問2 二次的被害 問3 茨城県犯罪被害者等支援条例 問4 「性暴力」に遭った時の対応 問5 性暴力の根絶を目指す条例 問6 相談窓口
	③・④ 問1 被害者等の現状 問2 二次的被害 問3 いばらき被害者支援センター 問4 茨城県犯罪被害者等支援条例 問5 性暴力の被害について 問6 性暴力被害者支援窓口 問7 性暴力の根絶を目指す条例
調査方法	いばらき電子申請・届出システムによりウェブ回答による調査を実施。

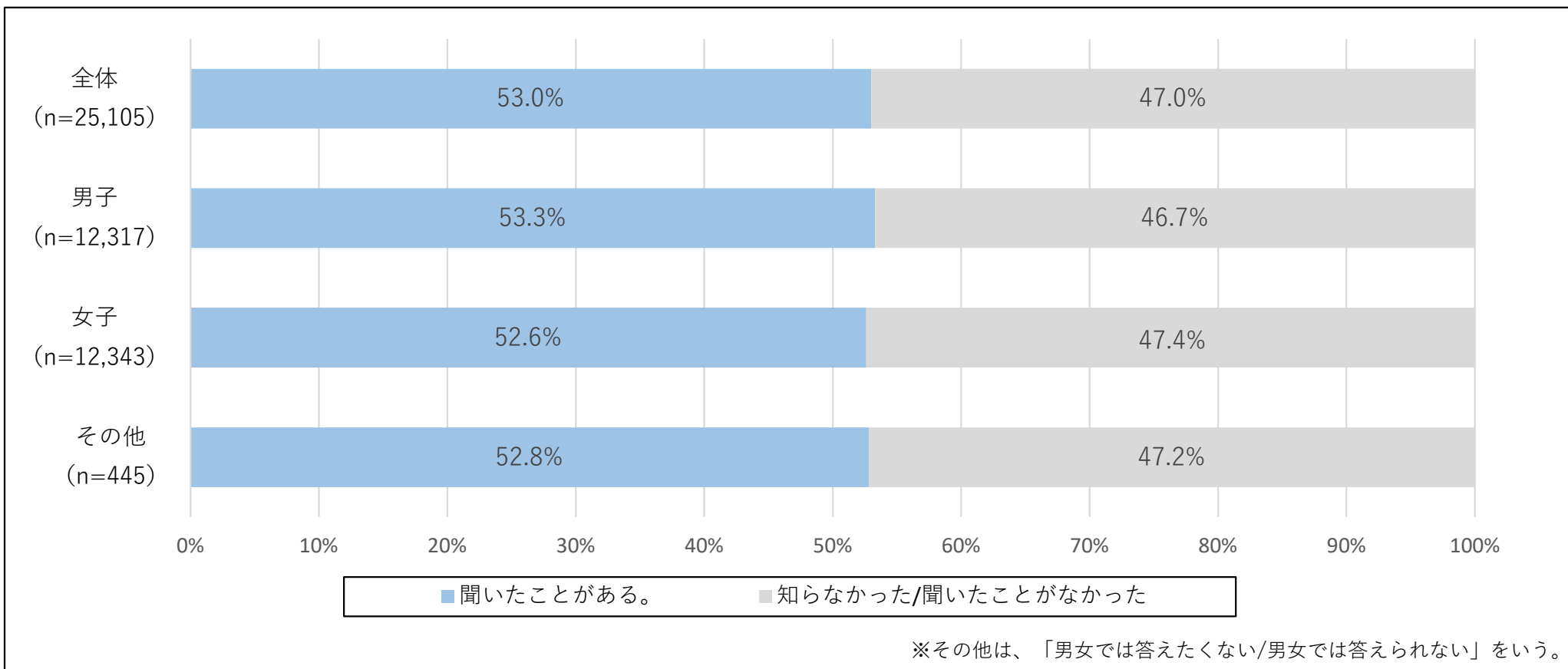
1. 小学生の調査結果

事件にあい、けがをしたり、命をうばわれたりする人がいます。そういう犯罪の被害にあった人や家族は、とてもつらい思いをします。茨城県には、そのような被害にあった人や家族をささえていこう、助けていこうよというきまり（条例）があります。

あなたは、「犯罪の被害にあった人を助けることが大切だ」と聞いたことがありますか？

<答えの選択肢>

- ①聞いたことがある。
- ②聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。



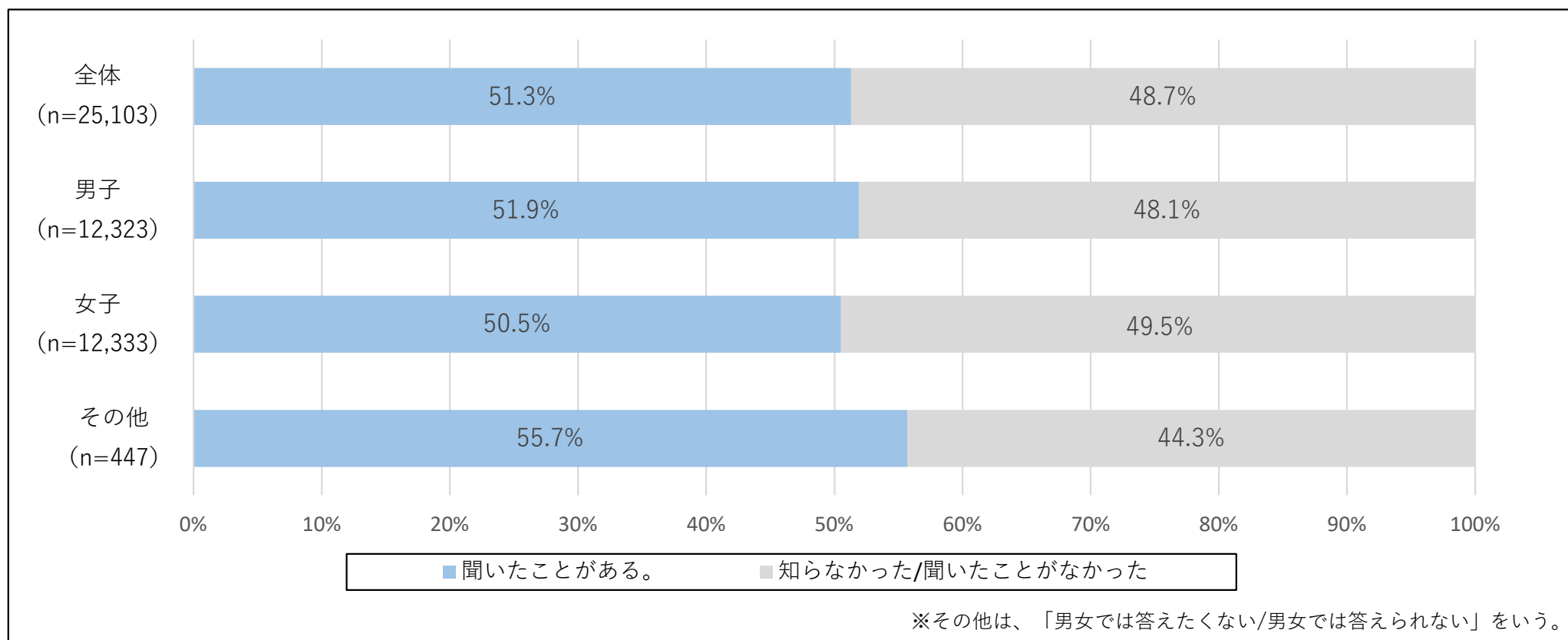
- 有効な回答を得た小学生のうち「聞いたことがある」と答えた児童の割合は53.0%であり、「聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。」と答えた児童の割合47.0%を上回った。
- 性別で見ると、「聞いたことがある」と答えた児童の割合は男子53.3%に対して女子52.6%であり、男子が女子をわずかに上回った。

犯罪の被害にあった人や家族が、まわりの人の心ない言葉や行動で、さらにきずつくことがあります。これを「二次的被害」といいます。たとえば、被害にあつてつらいときに「あなたも悪い」と言われたり、「がんばれ」「わすれた方がいい」とかたんに言われたり、こまっていることを勝手に他の人に話されたりすることで、さらにとてもしやな気持ちになります。被害にあった人や家族の気持ちによりそって、「二次的被害」が起きないようにすることが大事です。

あなたは、「二次的被害」について聞いたことがありますか？

<答えの選択肢>

- ①聞いたことがある。
- ②聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。



- 有効な回答を得た小学生のうち「聞いたことがある」と答えた児童の割合は51.3%であり、「聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。」と答えた児童の割合48.7%を上回った。
- 性別で見ると、「聞いたことがある」と答えた児童の割合は男子51.9%に対して女子50.5%であり、男子が女子をわずかに上回った。

問3. 自分の身体が侵害された時の対応について

1.小学生

あなたの体は、あなただけの大切なものです。とくに水着でかくれる部分、衣服でかくれる部分は、とても大切なところです。そのような大切なところを、自分の気持ちに反して、さわられたり、見られたりして、嫌な思いをする人がいます。

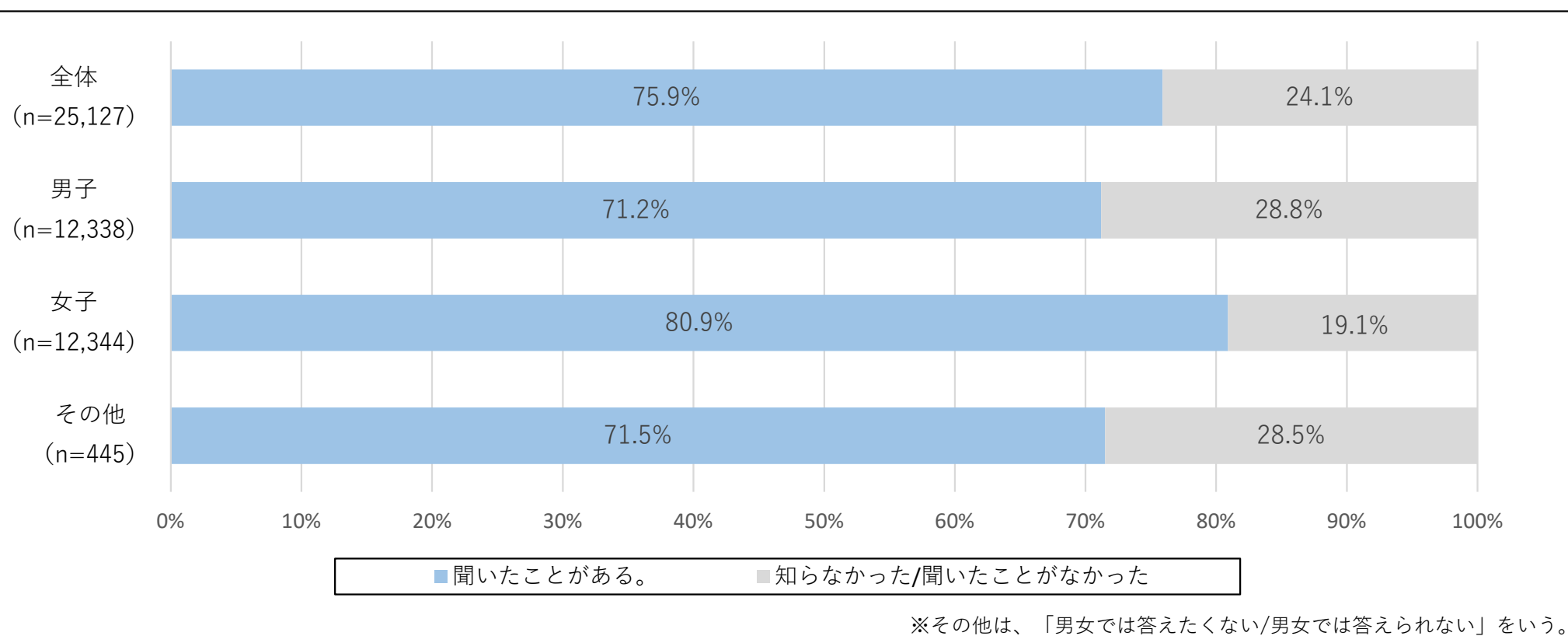
茨城県には、そのような被害にあった人をささえ、助けていくためのきまり（条例）があります。

あなたは、自分の気持ちに反して体をさわられたり、見られたりしたときは、安心できる大人などに相談することが大事であるということを聞いたことがありますか？

<答えの選択肢>

①聞いたことがある。

②聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。

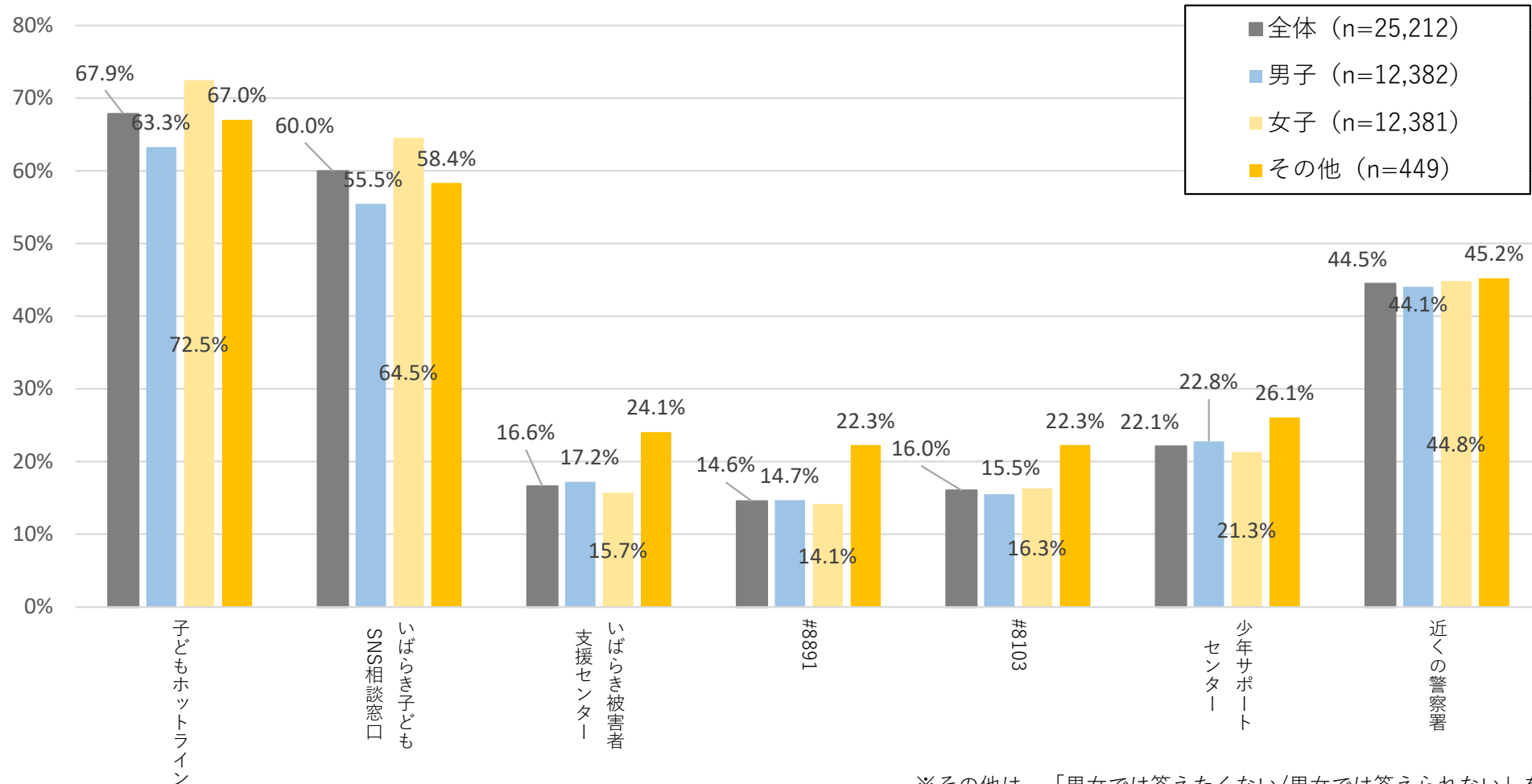


- 有効な回答を得た小学生のうち「聞いたことがある」と答えた児童の割合は75.9%であり、「聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。」と答えた児童の割合24.1%を大きく上回った。
- 性別で見ると、「聞いたことがある」と答えた児童の割合は男子71.2%に対して女子80.9%であり、女子が男子を上回った。

問4. 相談窓口について

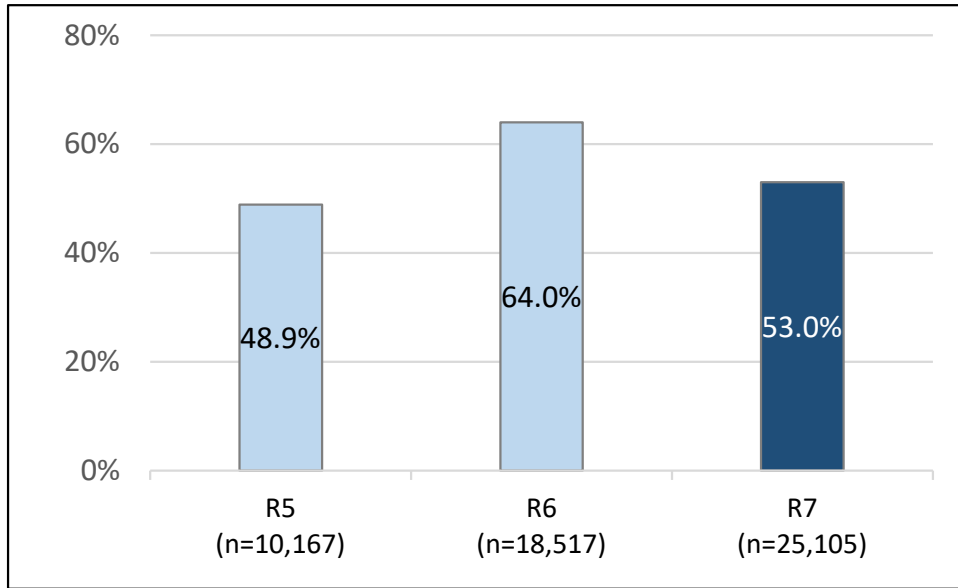
1.小学生

茨城県には、こまっている時に話を聞いて、助けてくれる相談の窓口があります。
あなたは、次の窓口のことを聞いたことがありますか？ 聞いたことがあると思うものをいくつでも選んでください。

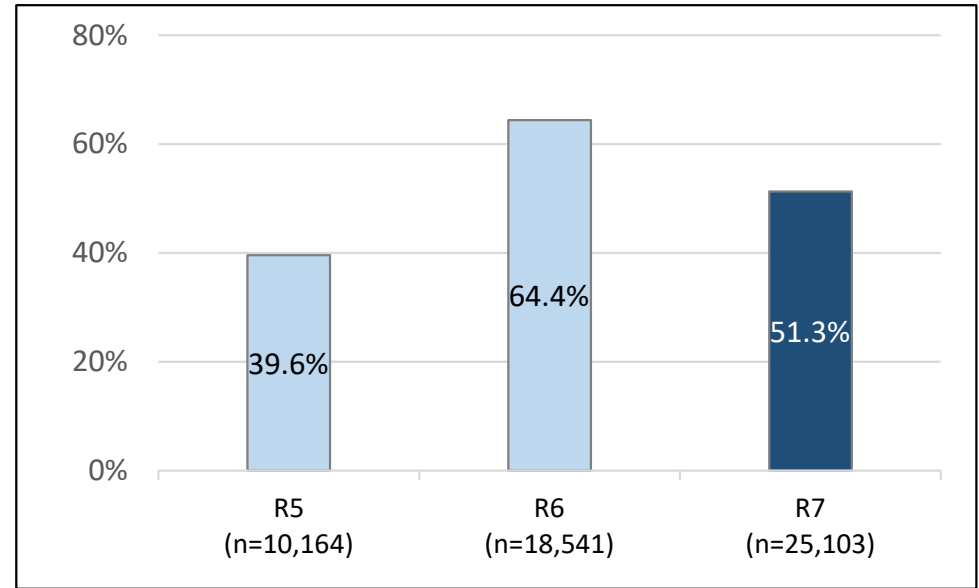


- 有効な回答を得た小学生のうち、聞いたことがある児童の割合が3割以上に達した窓口は、「子どもホットライン」67.9%、「いばらき子どもSNS相談窓口」60.0%、「近くの警察署」44.5%の3つであった。
- 一方で、支援計画において令和9年度までに認知度30%以上を目標とした各窓口については、「いばらき被害者支援センター」が16.6%、「#8891」が14.6%、「#8103」は16.0%と、いずれも2割未満の水準にとどまった。

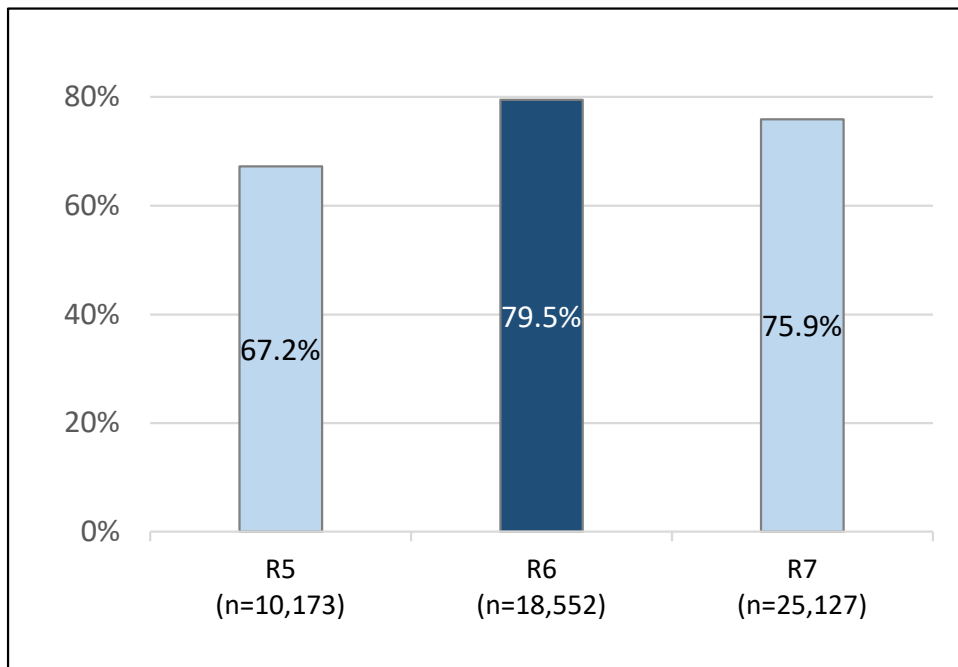
【問1】 犯罪被害者支援の必要性について



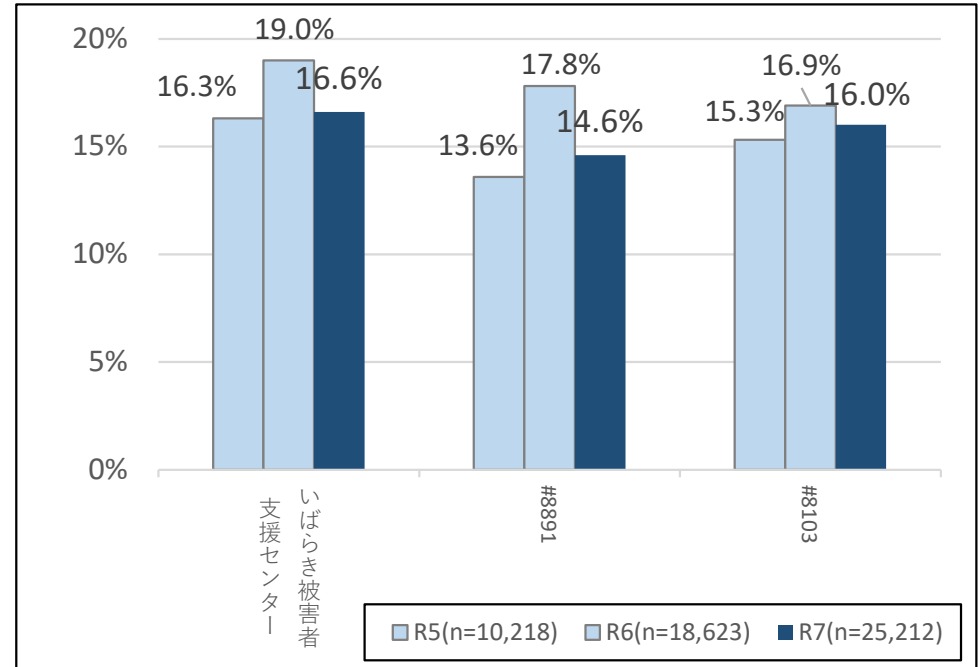
【問2】 二次的被害について



【問3】 自分のからだが侵害された時の相談の必要性について



【問4】 相談支援窓口について



2. 中学生の調査結果

事件にあい、けがをしたり、命をうばわれたりする人がいます。そういう犯罪の被害にあった人や家族は、とてもつらい思いをします。

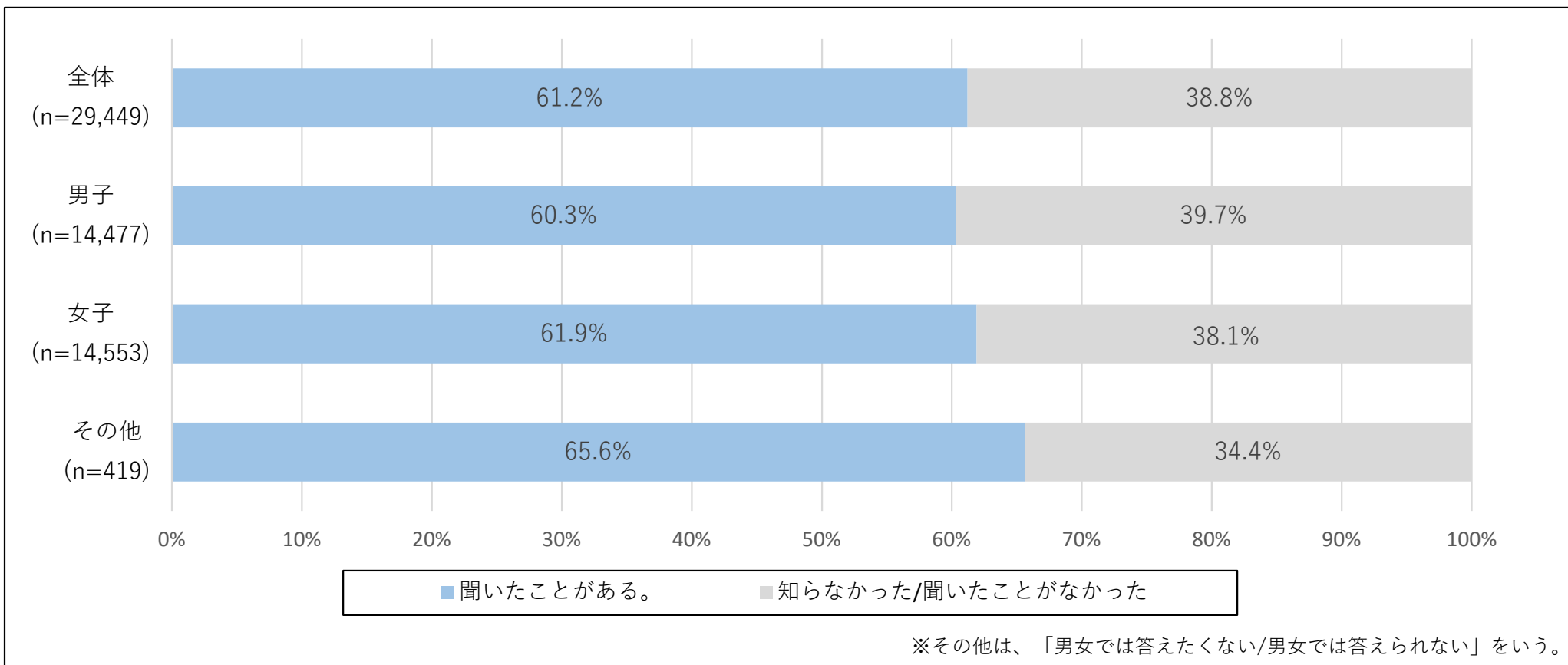
茨城県には、そのような被害にあった人や家族をささえていこう、助けていこうよというきまり（条例）があります。

あなたは、「犯罪（はんざい）の被害にあった人を助けることが大切だ」と聞いたことがありますか？

<答えの選択肢>

①聞いたことがある。

②聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。



- 有効な回答を得た中学生のうち「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は61.2%であり、「聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。」と答えた生徒の割合38.8%を大きく上回った。
- 性別で見ると、「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は男子60.3%に対して女子61.9%であり、女子が男子をわずかに上回った。

犯罪の被害にあった人や家族が、まわりの人の心ない言葉や行動で、さらにきずつくことがあります。これを「二次的被害」といいます。

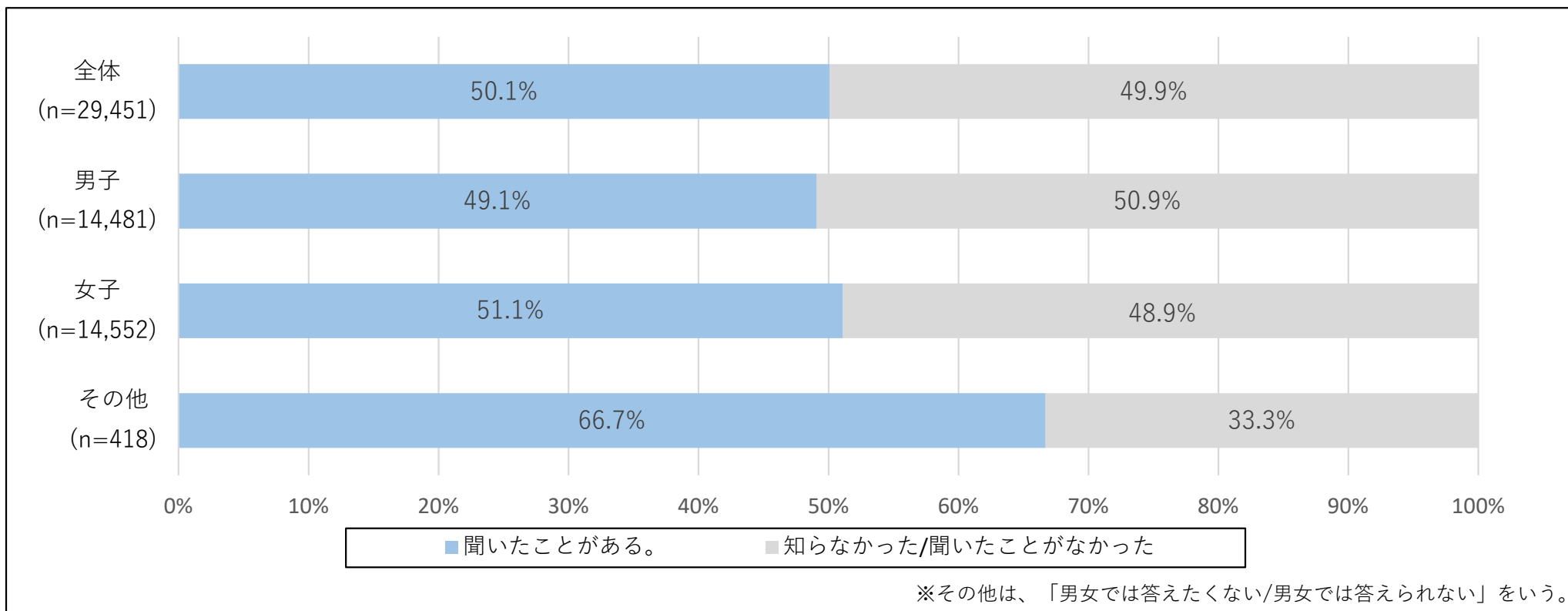
たとえば、被害にあってつらいときに「あなたも悪い」と言われたり、「がんばれ」「わすれた方がいい」とかたんに言われたり、こまっていることを勝手に他の人に話されたりすることで、さらにとてもしやな気持ちになります。

被害にあった人や家族の気持ちによりそって、「二次的被害」が起きないようにすることが大切です。

あなたは、「二次的被害」について聞いたことがありますか？

<答えの選択肢>

- ①聞いたことがある。
- ②聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。



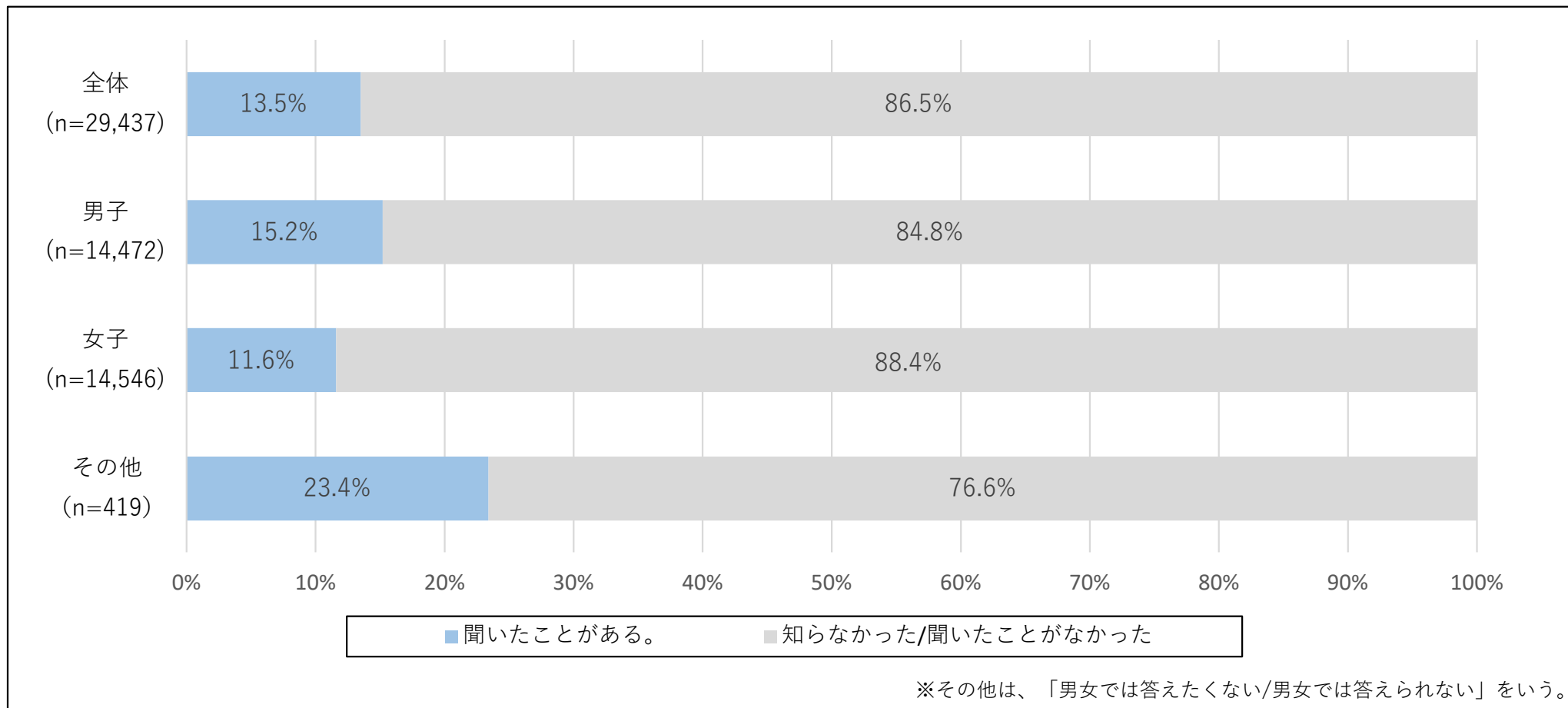
- 有効な回答を得た中学生のうち「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は50.1%であり、「聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。」と答えた生徒の割合49.9%を大きく上回った。
- 性別で見ると、「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は男子49.1%に対して女子51.1%であり、女子が男子をわずかに上回った。

茨城県では、犯罪にあった人やその家族をみんなで支えることや、二次的な被害が起きないようにするための条例（県のきまり）である「茨城県犯罪被害者等支援条例」があります。

あなたは、この「茨城県犯罪被害者等支援条例」を聞いたことがありますか？

<答えの選択肢>

- ①聞いたことがある。
- ②聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。



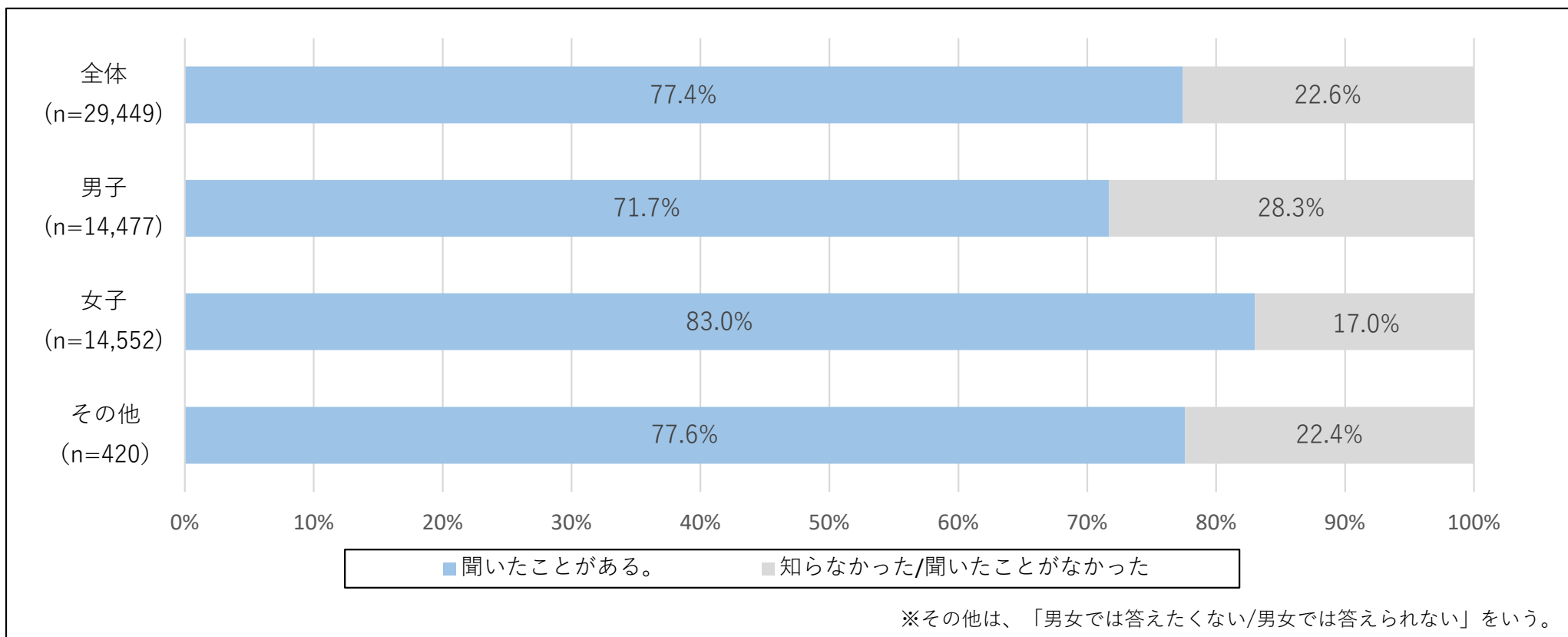
- 有効な回答を得た中学生のうち「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は13.5%であり、「聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。」と答えた生徒の割合86.5%を大きく下回った。
- 性別で見ると、「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は男子15.2%に対して女子11.6%であり、男子が女子を上回った。

「性暴力」とは、自分がいやだと思っているのにされる、性的なことです。たとえば、からだの大切な所をさわられる、写真をとられる、服をぬがされるなどです。「いやだ」と思ったら「いやだ」と言ってよいし、自分のからだのことは自分で決めることができます。

あなたは、「性暴力」被害にあったときは、ひとりでかかえこまないで、安心できる大人や専門の相談窓口にご相談することが大事であると聞いたことがありますか。

<答えの選択肢>

- ①聞いたことがある。
- ②聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。



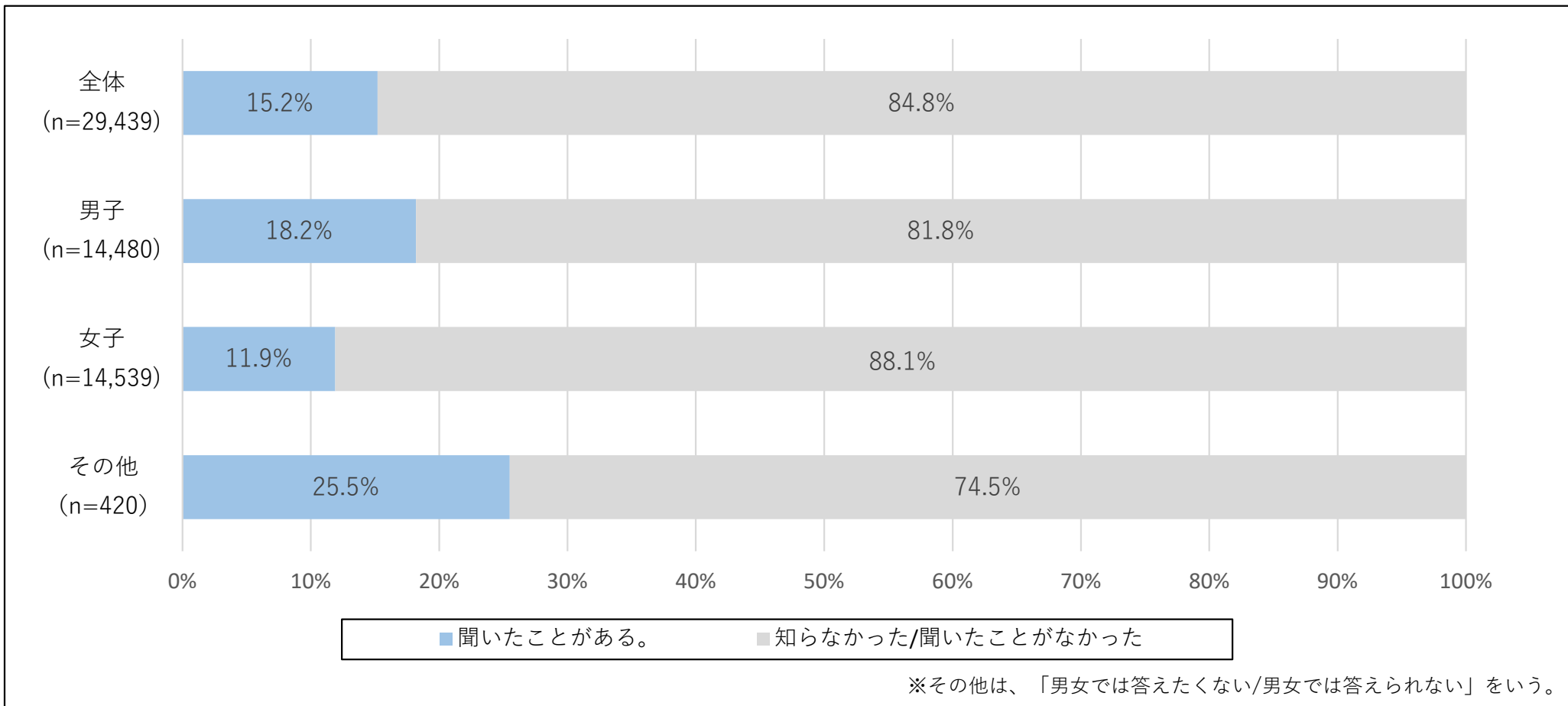
- 有効な回答を得た中学生のうち「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は77.4%であり、「聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。」と答えた生徒の割合22.6%を大きく上回った。
- 性別で見ると、「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は男子71.7%に対して女子83.0%であり、女子が男子を上回った。

茨城県では、性暴力をなくし、被害にあった人の回復を支えるための条例（県のきまり）である「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」があります。

あなたは、「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」を聞いたことがありますか？

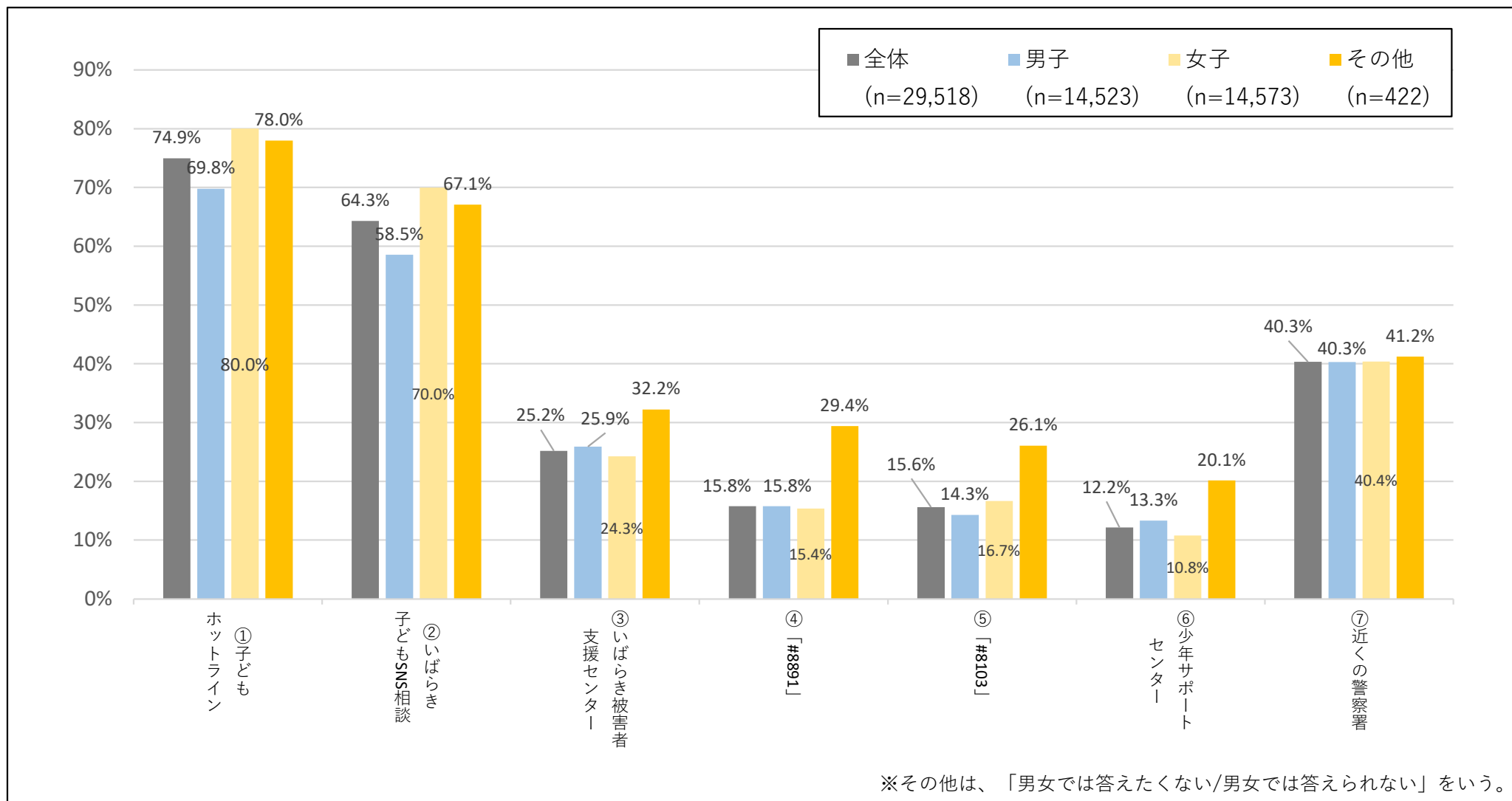
<答えの選択肢>

- ①聞いたことがある。
- ②聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。



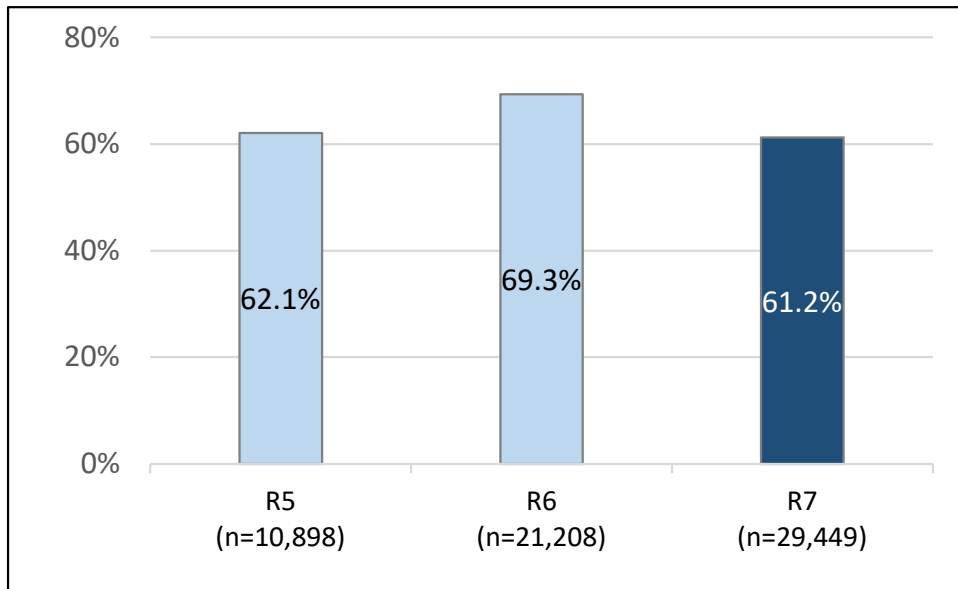
- 有効な回答を得た中学生のうち「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は15.2%であり、「聞いたことがなかったけれど、この調査で知ることができた。」と答えた生徒の割合84.8%を大きく下回った。
- 性別で見ると、「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は男子18.2%に対して女子11.9%であり、男子が女子を上回った。

困っている人を支える相談の窓口を聞いたことがありますか？

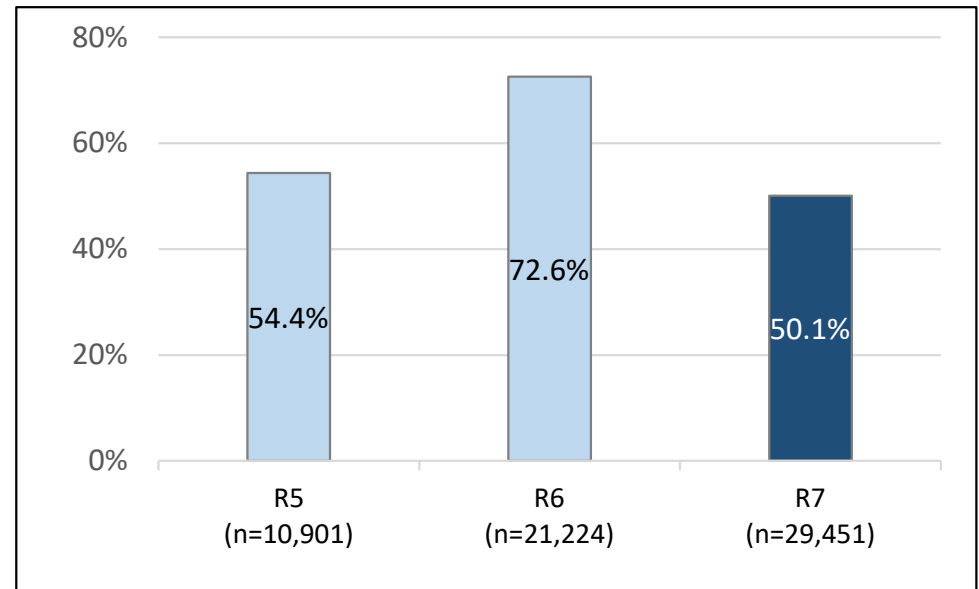


- 有効な回答を得た中学生のうち、聞いたことがある生徒の割合が3割以上に達した窓口は、「子どもホットライン」74.9%、「いばらき子どもSNS相談」64.3%、「近くの警察署」40.3%の3つであった。
- 一方で、支援計画において令和9年度までに認知度30%以上を目標とした各窓口については、「いばらき被害者支援センター」が25.2%、「#8891」が15.8%、「#8103」は15.6%と、いずれも1～2割台の水準にとどまった。

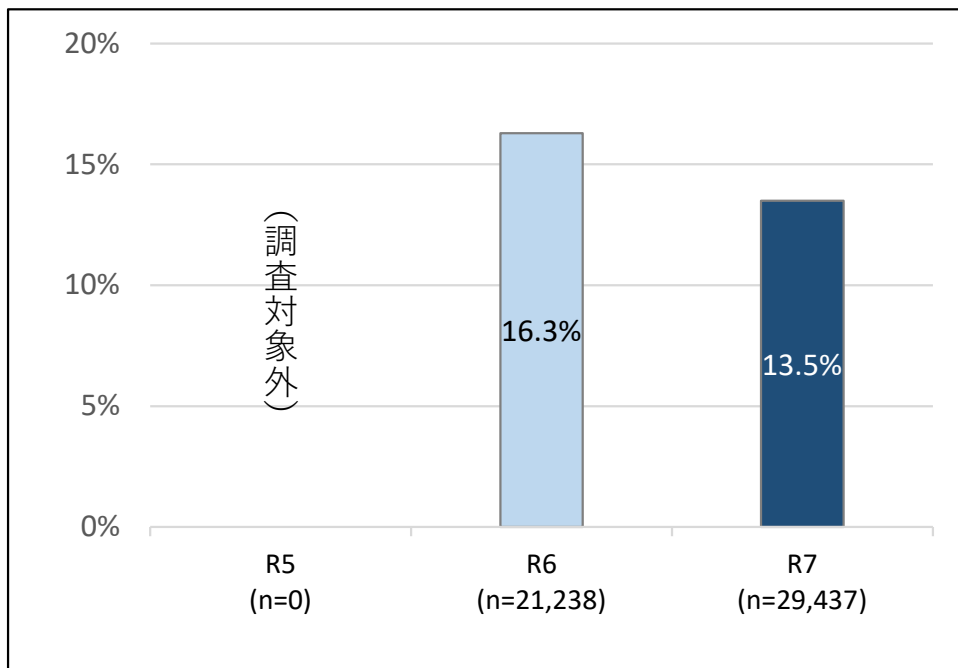
【問1】 犯罪被害者支援の必要性について



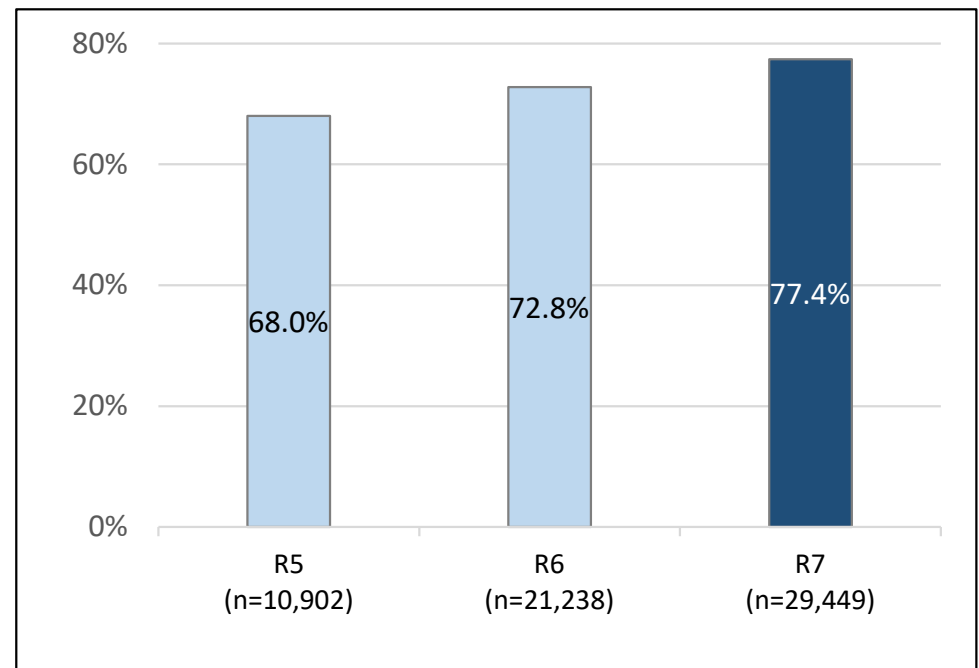
【問2】 二次的被害について



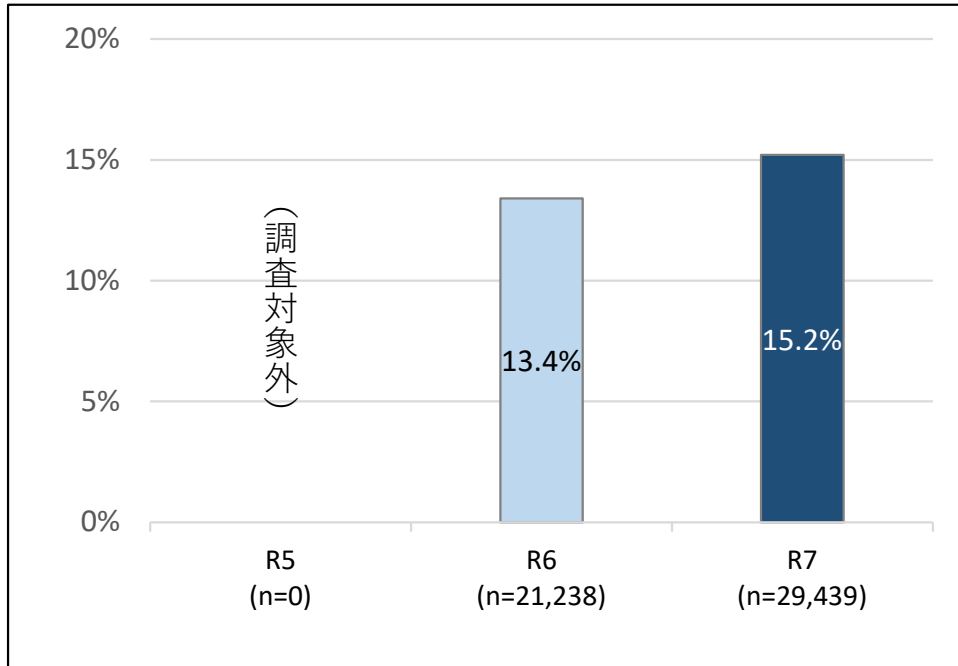
【問3】 茨城県犯罪被害者支援条例について



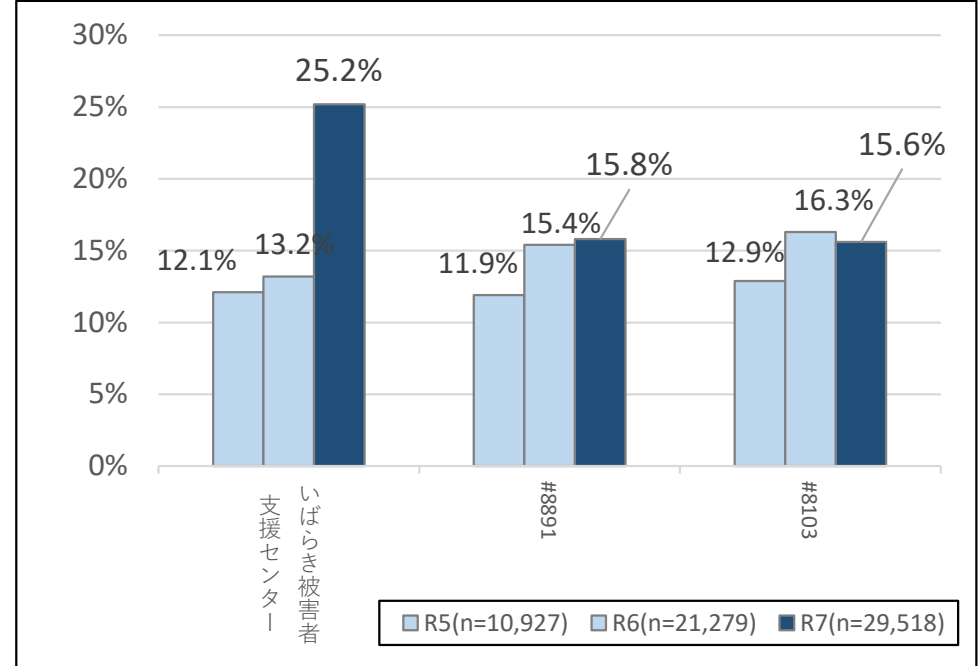
【問4】 「性暴力」に遭った時の対応について



【問5】 茨城県性暴力の根絶を目指す条例について



【問6】 相談支援窓口について



3. 高校生の調査結果

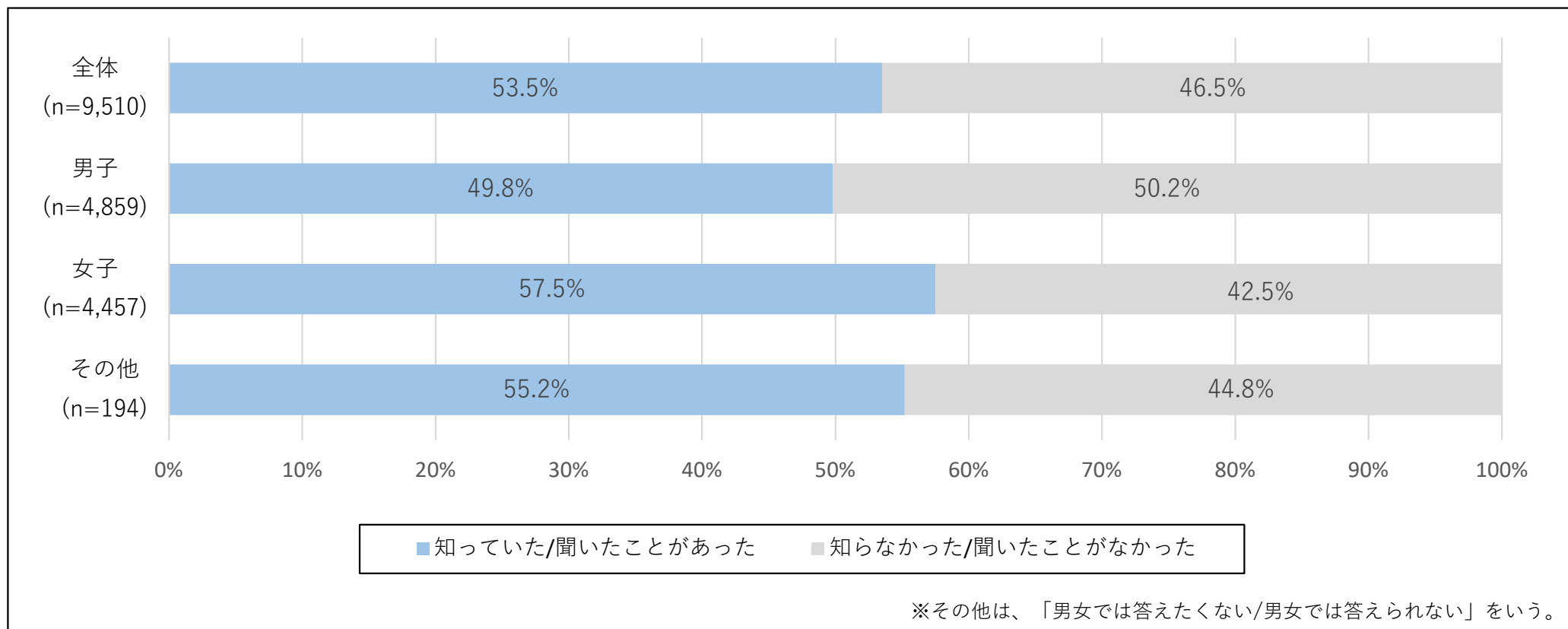
あなたや身近な人が、けがをさせられたり、無理やり性的な行為をされるなどの被害にあったとしたら、支援（カウンセリングやお金の助けなど）を必要とすることがあります。

あなたは、そのような支援が必要であることを知っていた、または聞いたことがありましたか？

<答えの選択肢>

①知っていた／聞いたことがあった。

②知らなかった／聞いたことがなかったが、この調査で知ることができた。



- 有効な回答を得た高校生のうち、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は53.5%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合46.5%を上回った。
- 性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は男子49.8%に対して女子57.5%であり、女子が男子を上回った。

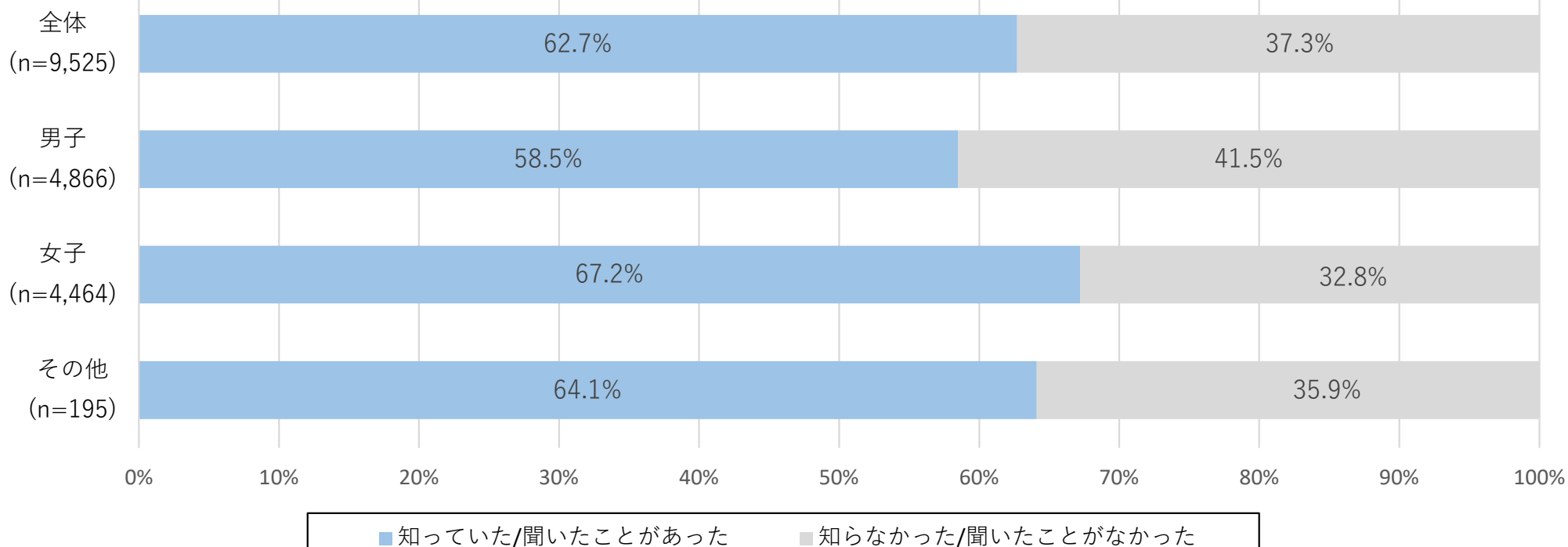
犯罪の被害を受けた人やその家族は、被害そのものの痛みだけでなく、まわりの人からの心ない言葉や態度によって、さらに傷つけられてしまうことがあります。このようなことを「二次的被害」といいます。

あなたは、この「二次的被害」について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

<答えの選択肢>

①知っていた／聞いたことがあった。

②知らなかった／聞いたことがなかったが、この調査で知ることができた。



※その他は、「男女では答えたくない/男女では答えられない」をいう。

- 有効な回答を得た高校生のうち、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は62.7%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合37.3%を上回った。
- 性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は男子58.5%に対して女子67.2%であり、女子が男子を上回った。

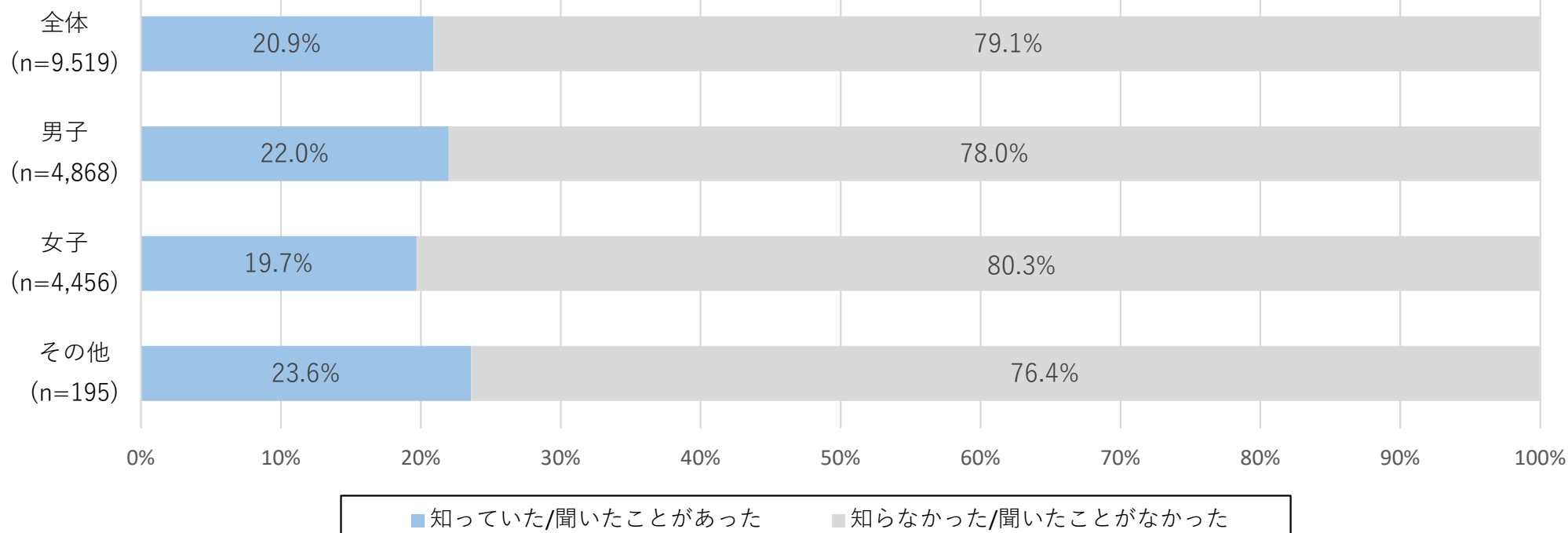
公益社団法人いばらき被害者支援センターは、犯罪の被害にあった人やその家族を助ける活動をしています。たとえば、心のケアをしたり、裁判のときに付き添ったりするなどの支援です。

あなたは、この「いばらき被害者支援センター」について知っていた、または聞いたことがありましたか？

<答えの選択肢>

①知っていた／聞いたことがあった。

②知らなかった／聞いたことがなかったが、この調査で知ることができた。



※その他は、「男女では答えたくない/男女では答えられない」をいう。

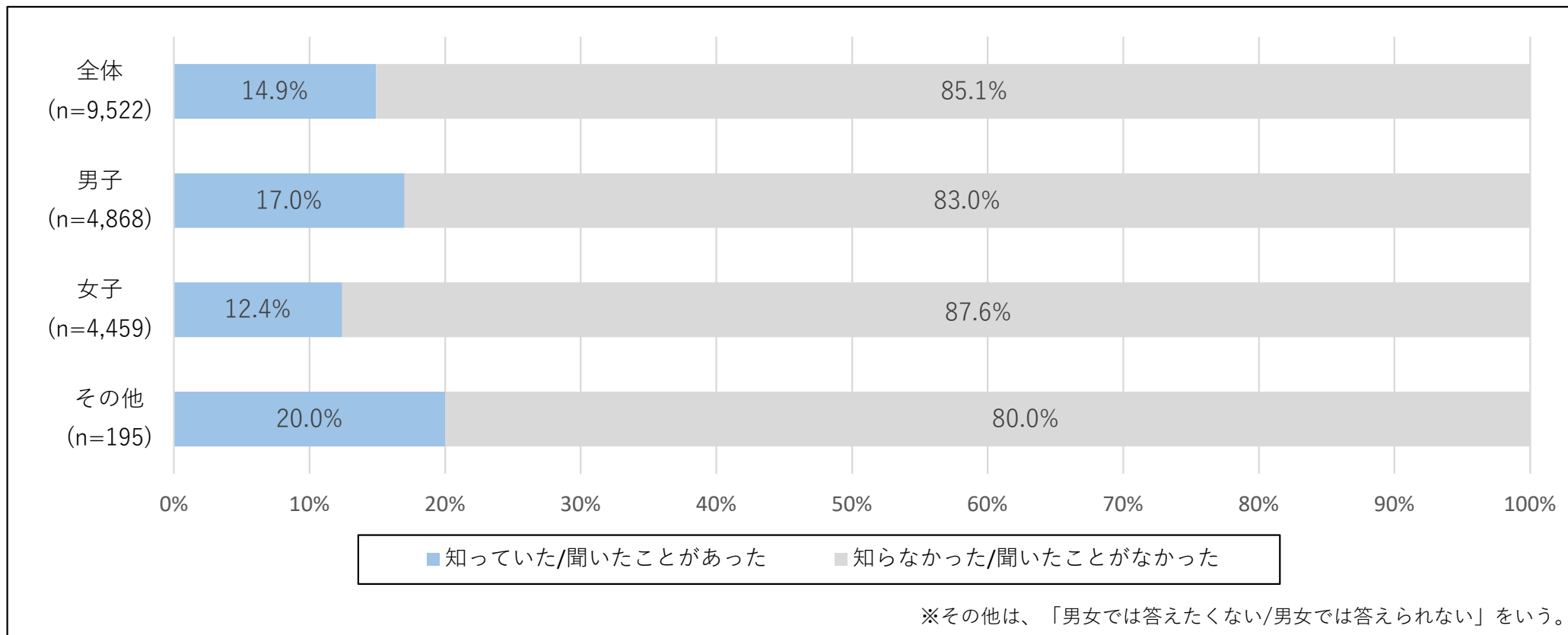
- 有効な回答を得た高校生のうち、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は20.9%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合79.1%を大きく下回った。
- 性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は男子22.0%に対して女子19.7%であり、男子が女子を上回った。

茨城県では、犯罪の被害にあった人やその家族を支えるために、「茨城県犯罪被害者等支援条例」という決まりごとがあります。この条例には、県民や事業者などが、被害者や家族を理解して支え、二次的被害が起きないように気をつけることなどが書かれています。

あなたは、この「茨城県犯罪被害者等支援条例」について知っていた、または聞いたことがありましたか？

< 答えの選択肢 >

- ① 知っていた／聞いたことがあった。
- ② 知らなかった／聞いたことがなかったが、この調査で知ることができた。



- 有効な回答を得た高校生のうち、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は14.9%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合85.1%を大きく下回った。
- 性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は男子17.0%に対して女子12.4%であり、男子が女子を上回った。

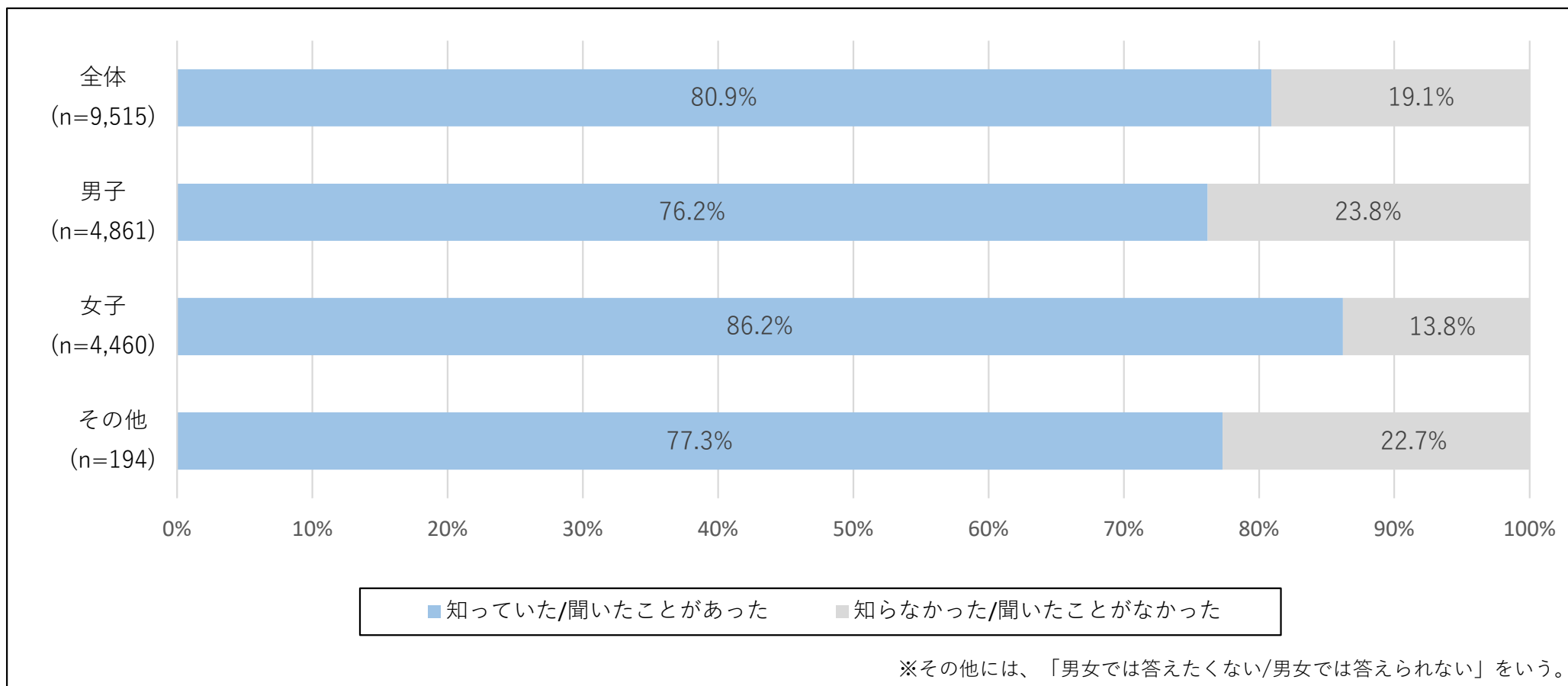
性別や年齢に関係なく、相手の気持ちに反して無理やり行われる性的な行為は、すべて「性暴力」です。性暴力は、こころやからだに大きな悪影響を与え、被害にあった人を深く苦しめます。

あなたは、このような性暴力の影響について知っていた、または聞いたことがありましたか？

<答えの選択肢>

①知っていた／聞いたことがあった。

②知らなかった／聞いたことがなかったが、この調査で知ることができた。

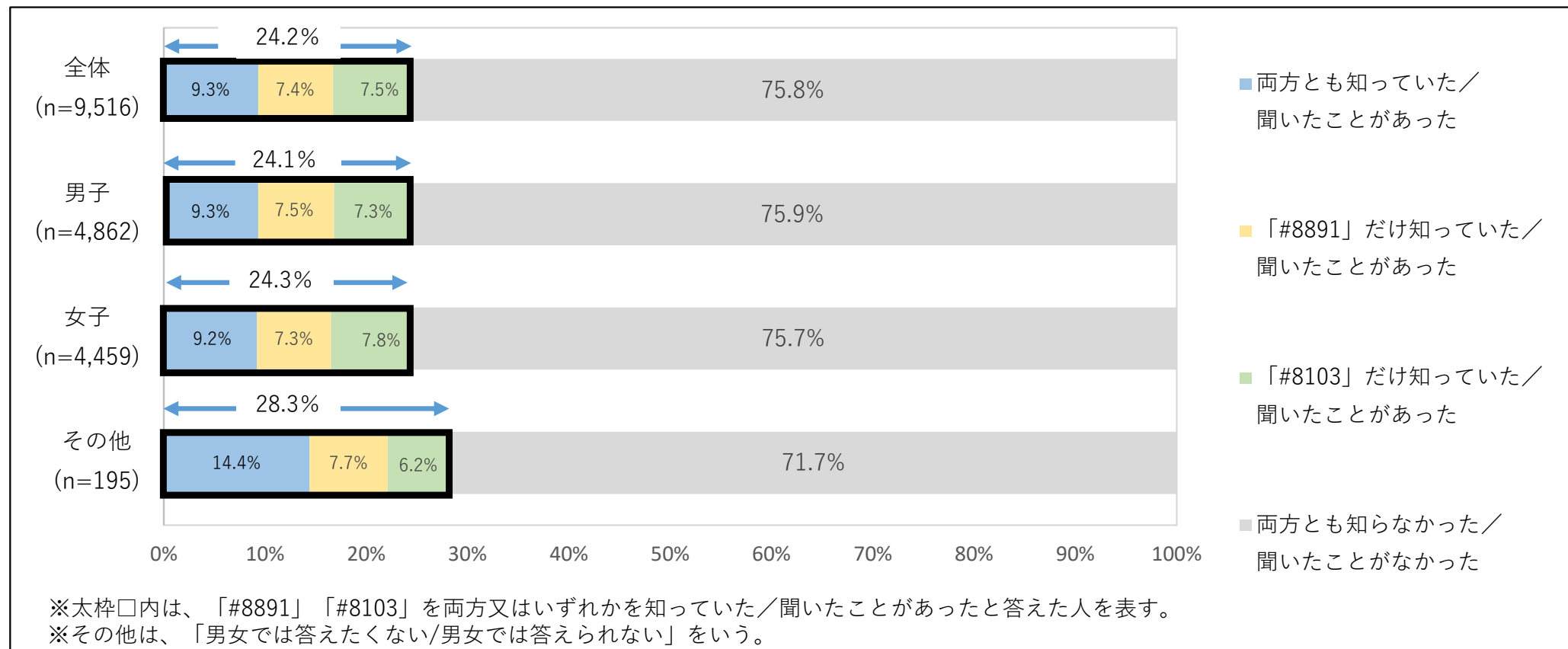


- 有効な回答を得た高校生のうち、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は80.9%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合19.1%を大きく上回った。
- 性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は男子76.2%に対して女子86.2%であり、女子が男子を上回った。

性暴力の被害にあった人が支援を受けられる専門窓口は、次のとおりです。

1. 「#8891」（はやくワンストップ）：各県の専門支援機関
2. 「#8103」（ハートさん）：警察の相談電話

あなたは、性暴力の被害者を支援する窓口について、知っていた、または聞いたことがありましたか？



- 有効な回答を得た高校生のうち、支援窓口について「両方とも知っていた/聞いたことがあった」、「#8891だけを知っていた/聞いたことがあった」又は「#8103だけを知っていた/聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は合わせて24.2%であり、「知らなかった/聞いたことがなかった」と答えた生徒の割合75.8%を大きく下回った。
- 性別で見ると、いずれかを「知っていた/聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は合わせて男子24.1%に対し女子24.3%であり、女子が男子をわずかに上回った。
- なお、いずれかを「知っていた/聞いたことがあった」と答えた生徒のうち、「両方とも知っていた/聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は9.3%（男子9.3%、女子9.2%）、「「#8891」だけ知っていた/聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は7.4%（男子7.5%、女子7.3%）、「「#8103」だけ知っていた/聞いたことがあった」と答えた人の割合は7.5%（男子7.3%、女子7.8%）だった。

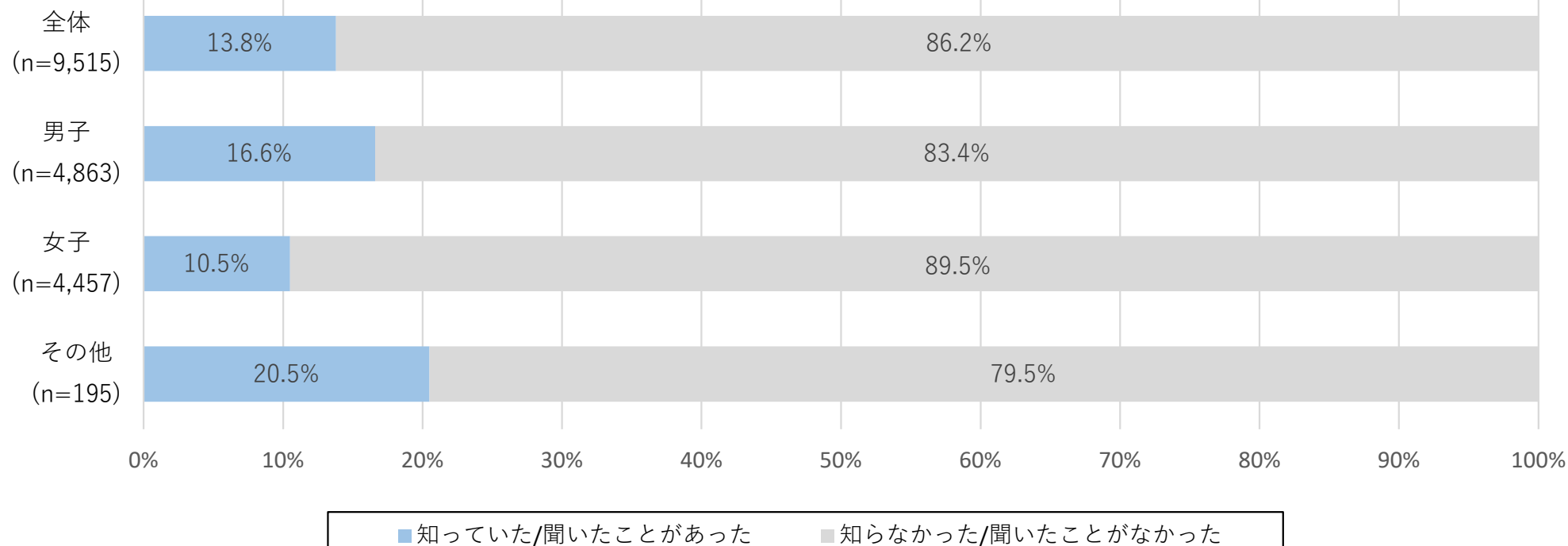
茨城県には、性暴力をなくし、被害にあった人の回復を支えるための「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」という決まりごとがあります。

この条例には、県民や事業者などが、性暴力をなくすことの大切さを理解し、被害者を支えることなどが書かれています。あなたは、この「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」について知っていた、または聞いたことがありましたか？

<答えの選択肢>

①知っていた／聞いたことがあった。

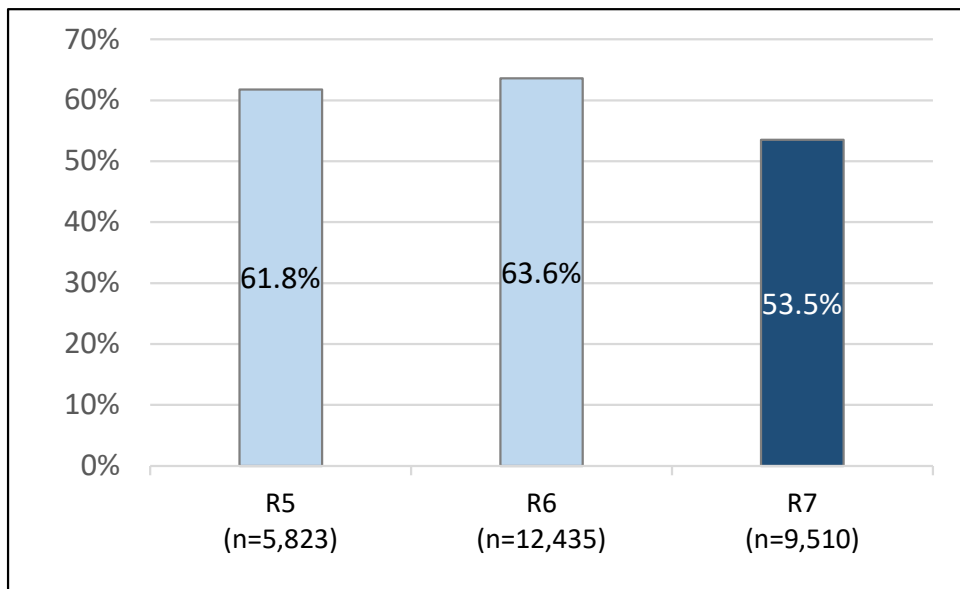
②知らなかった／聞いたことがなかったが、この調査で知ることができた。



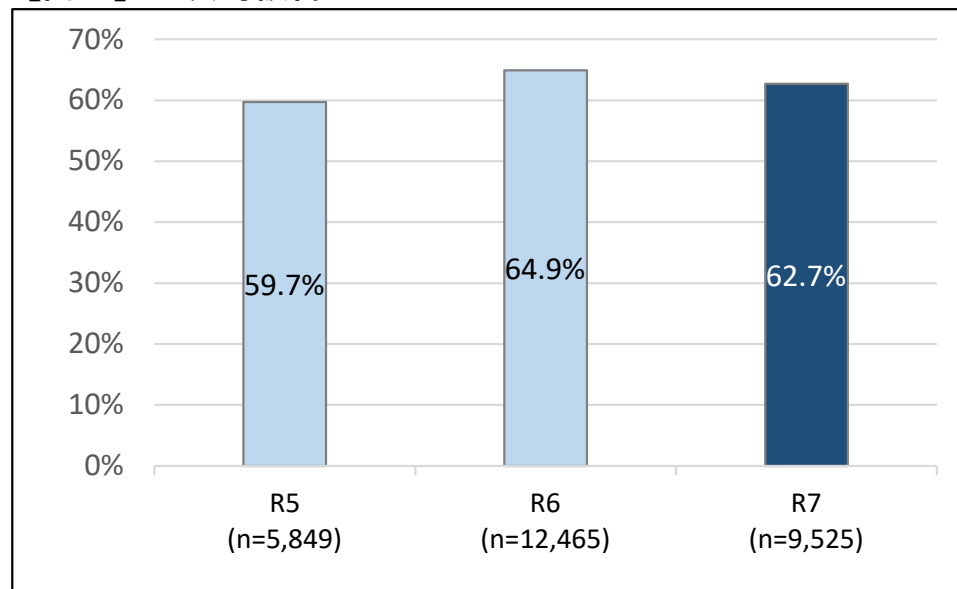
※その他は、「男女では答えたくない/男女では答えられない」をいう。

- 有効な回答を得た高校生のうち、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は13.8%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合86.2%を大きく下回った。
- 性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は男子16.6%に対して女子10.5%であり、男子が女子を上回った。

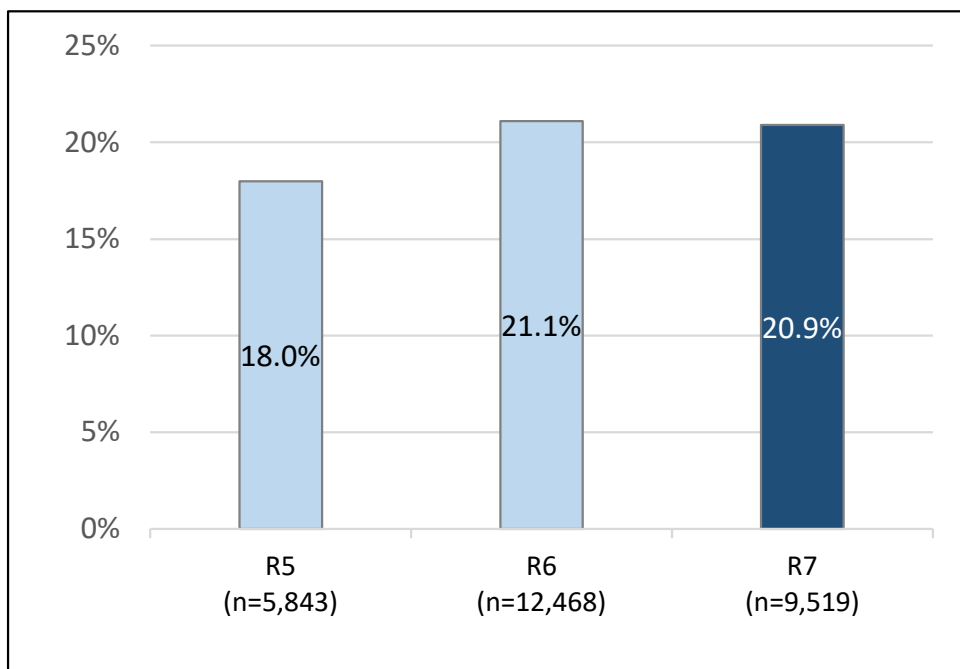
【問1】 犯罪被害者支援の必要性について



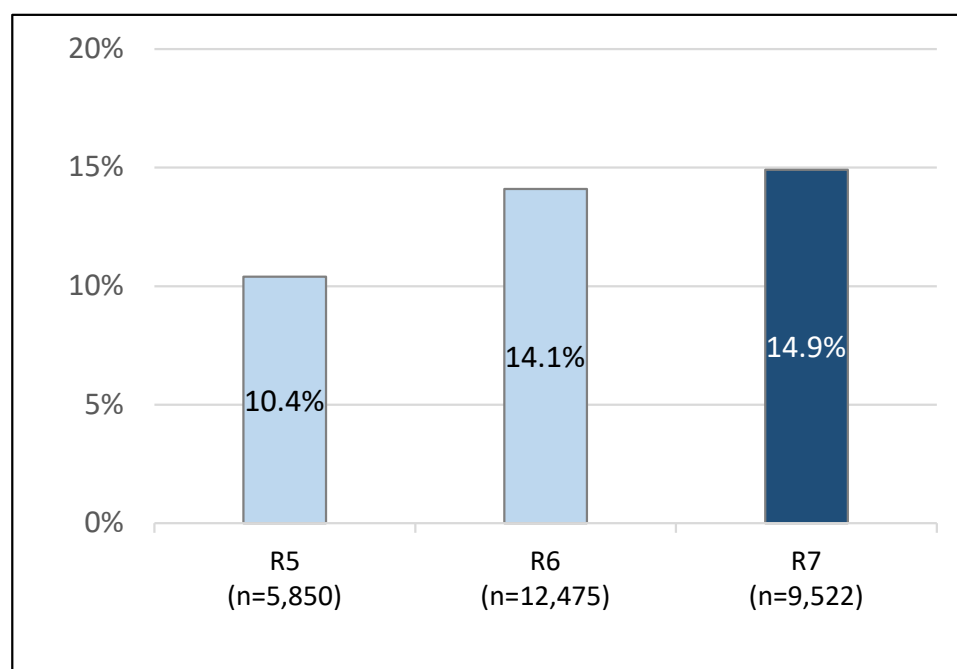
【問2】 二次的被害について



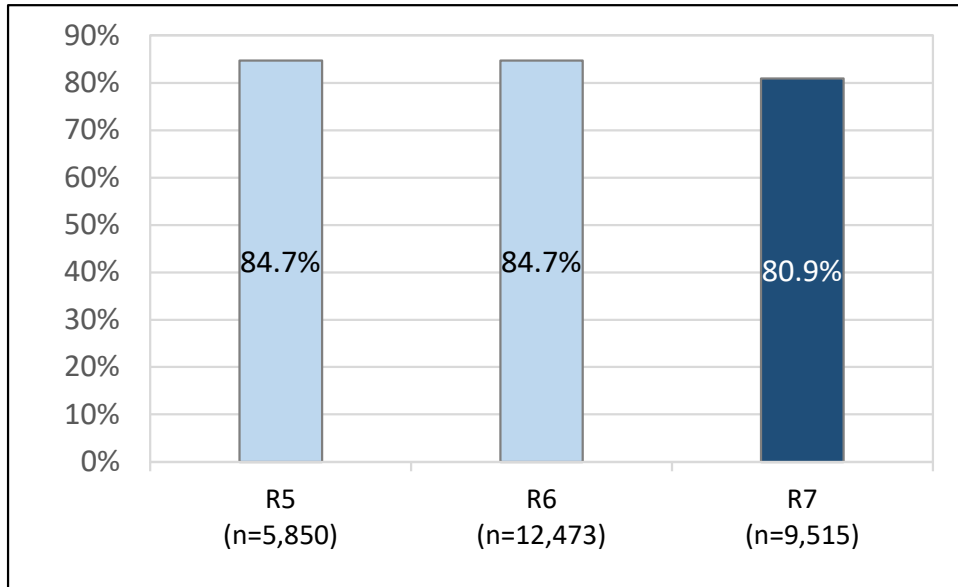
【問3】 いばらき被害者支援センターについて



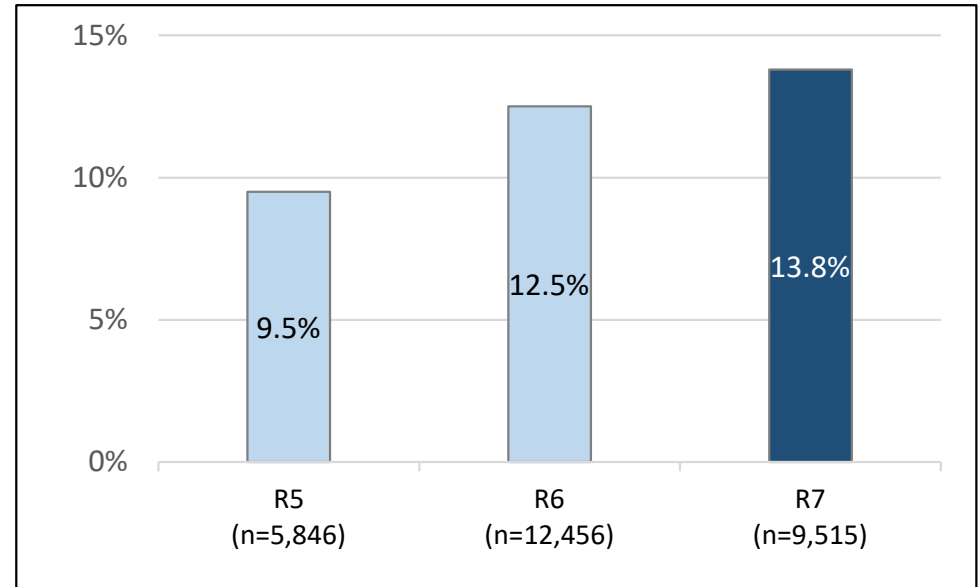
【問4】 犯罪被害者支援条例について



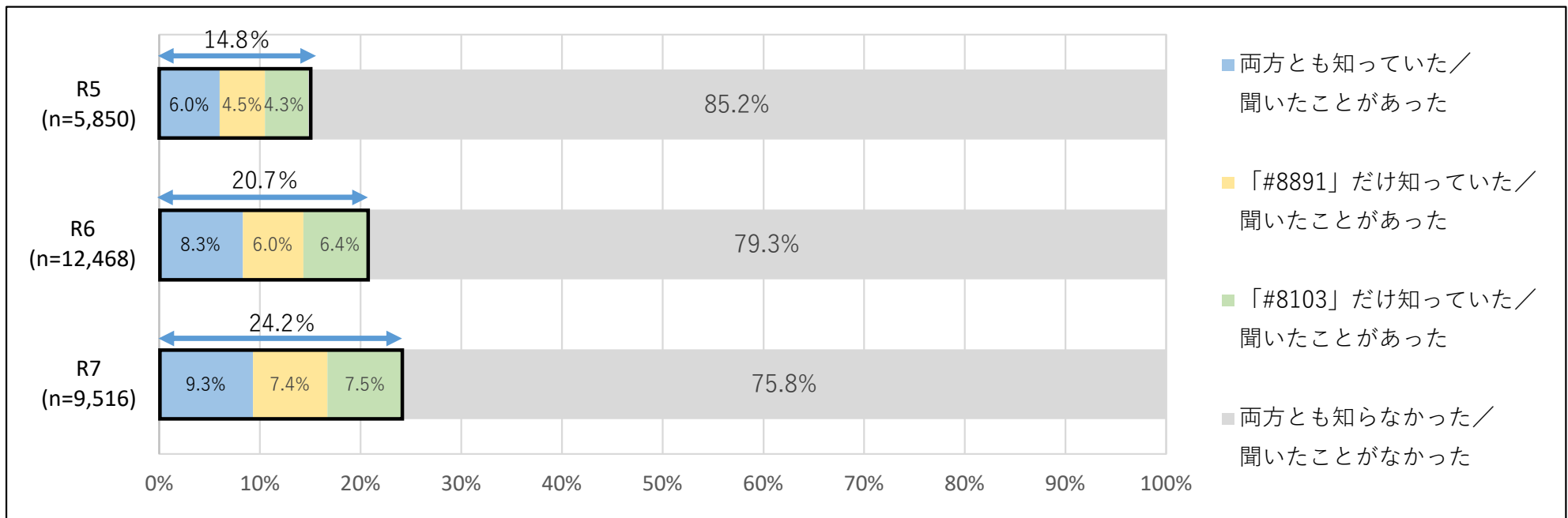
【問5】性暴力の被害について



【問7】性暴力の根絶を目指す条例について



【問6】性暴力の被害者を支援する窓口について



4. 成人の調査結果

問 1. 犯罪の被害者やその家族がおかれている状況、その支援の必要性について

4.成人

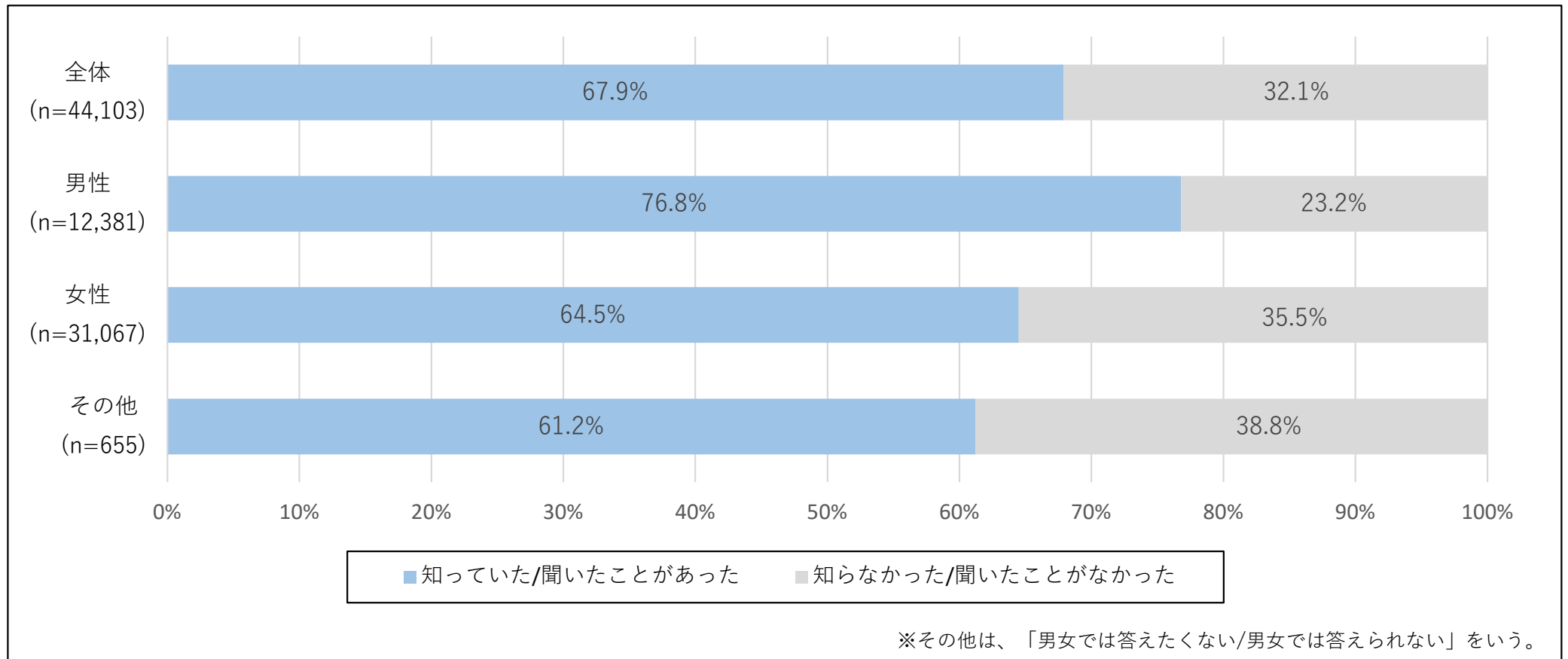
あなたや身近な人が、けがをさせられたり、無理やり性的な行為をされるなどの被害にあったとしたら、支援（カウンセリングやお金の助けなど）を必要とすることがあります。

あなたは、そのような支援が必要であることを知っていた、または聞いたことがありましたか？

<答えの選択肢>

①知っていた／聞いたことがあった。

②知らなかった／聞いたことがなかったが、この調査で知ることができた。



- 有効な回答を得た成人のうち、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は67.9%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合32.1%を大きく上回った。
- 性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた成人の割合は男性76.8%に対して女性64.5%であり、男性が女性を上回った。

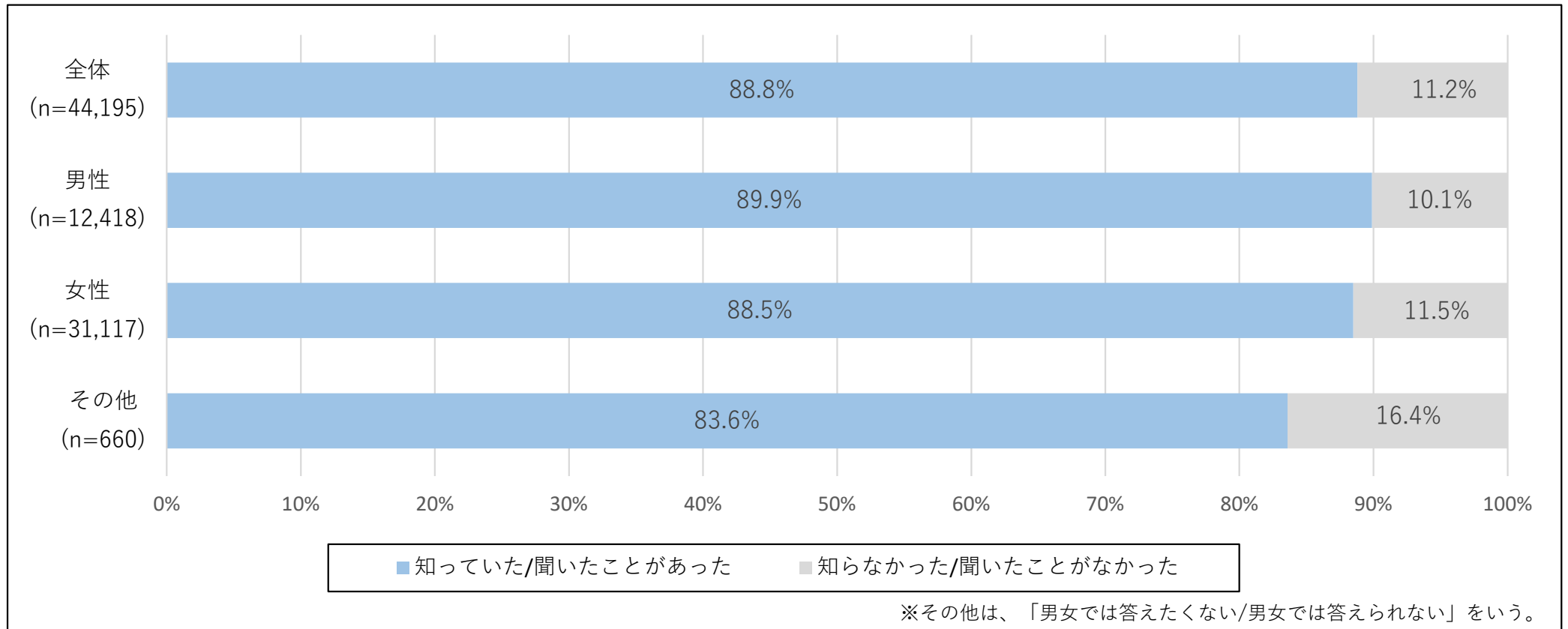
犯罪の被害を受けた人やその家族は、被害そのものの痛みだけでなく、まわりの人からの心ない言葉や態度によって、さらに傷つけられてしまうことがあります。このようなことを「二次的被害」といいます。

あなたは、この「二次的被害」について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

<答えの選択肢>

①知っていた／聞いたことがあった。

②知らなかった／聞いたことがなかったが、この調査で知ることができた。



- 有効な回答を得た成人のうち、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は88.8%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合11.2%を大きく上回った。
- 性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は男性89.9%に対して女性88.5%であり、男性が女性をわずかに上回った。

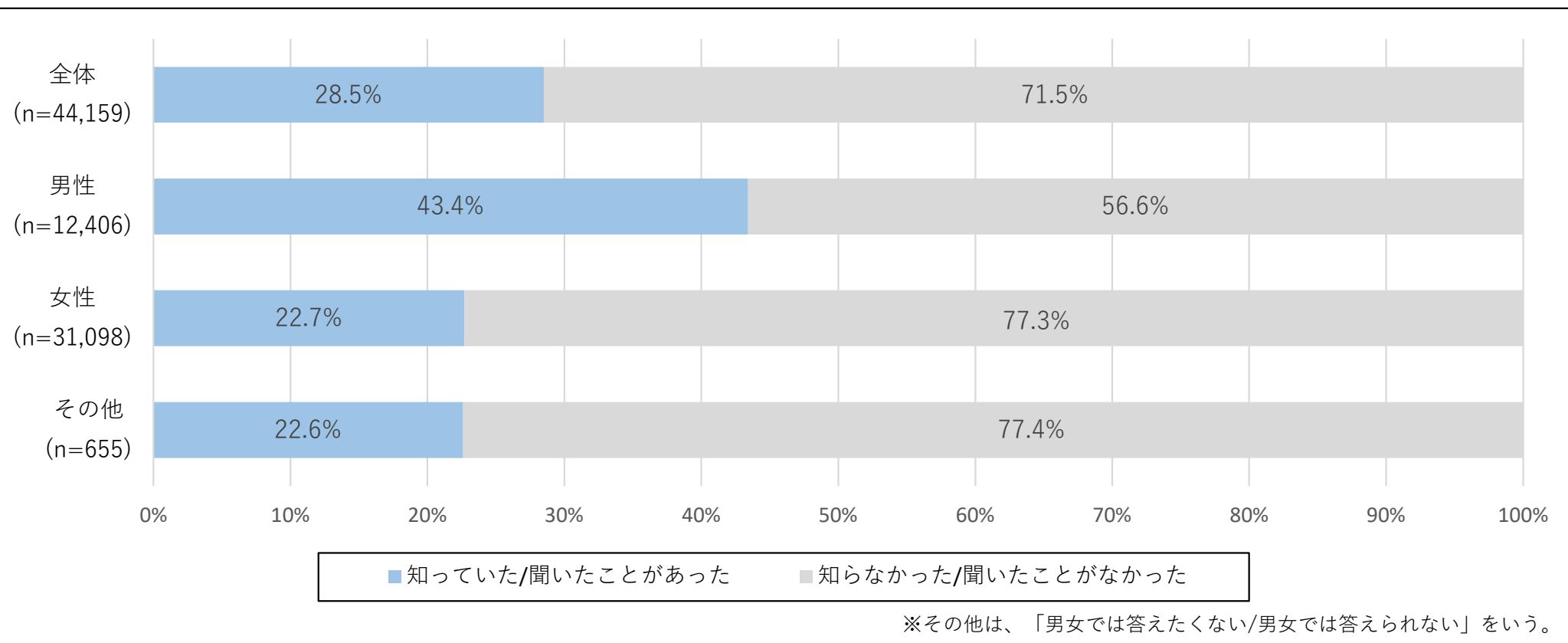
公益社団法人いばらき被害者支援センターは、犯罪の被害にあった人やその家族を助ける活動をしています。たとえば、心のケアをしたり、裁判のときに付き添ったりするなどの支援です。

あなたは、この「いばらき被害者支援センター」について知っていた、または聞いたことがありましたか？

<答えの選択肢>

①知っていた／聞いたことがあった。

②知らなかった／聞いたことがなかったが、この調査で知ることができた。



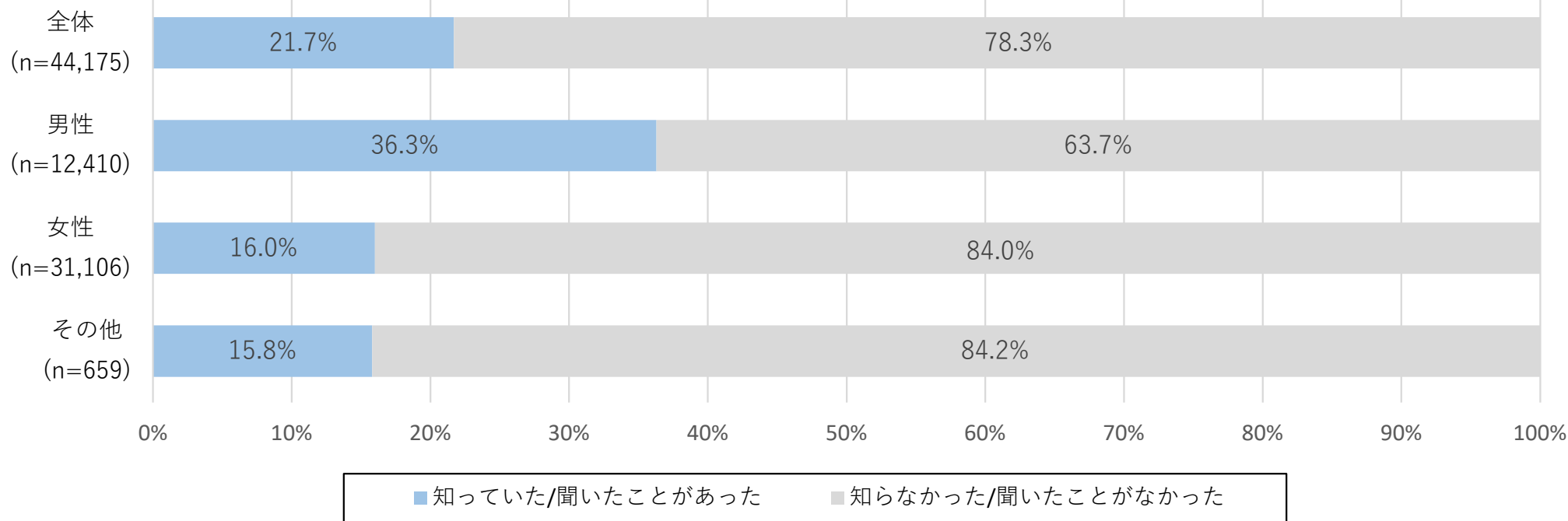
- 有効な回答を得た成人のうち、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は28.5%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合71.5%を大きく下回った。
- 性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は男性43.4%に対して女性22.7%であり、男性が女性を上回った。

茨城県では、犯罪の被害にあった人やその家族を支えるために、「茨城県犯罪被害者等支援条例」という決まりごとがあります。この条例には、県民や事業者などが、被害者や家族を理解して支え、二次的被害が起きないように気をつけることなどが書かれています。

あなたは、この「茨城県犯罪被害者等支援条例」について知っていた、または聞いたことがありましたか？

< 答えの選択肢 >

- ①知っていた／聞いたことがあった。
- ②知らなかった／聞いたことがなかったが、この調査で知ることができた。



※その他は、「男女では答えたくない/男女では答えられない」をいう。

- 有効な回答を得た成人のうち、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は21.7%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合78.3%を大きく下回った。
- 性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は男性36.3%に対して女性16.0%であり、男性が女性を上回った。

問5. 性暴力の被害について

4.成人

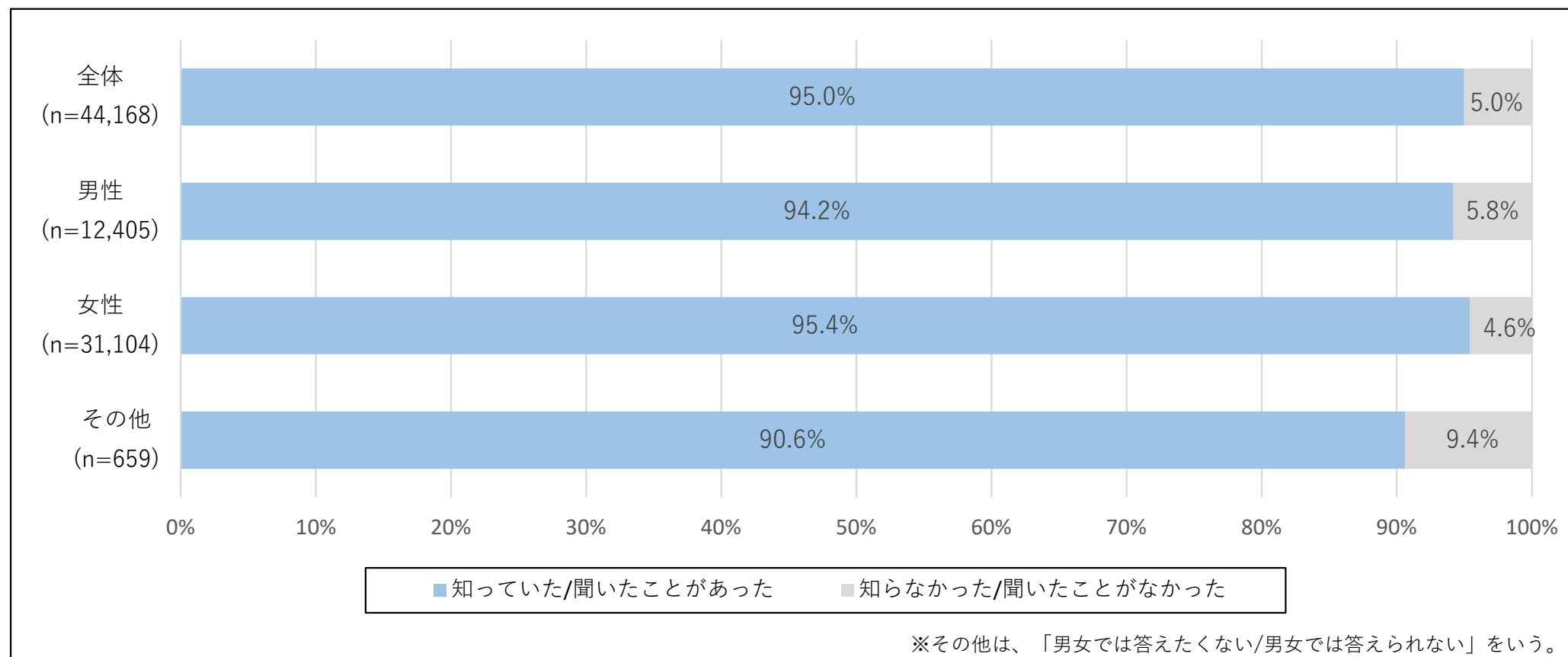
性別や年齢に関係なく、相手の気持ちに反して無理やり行われる性的な行為は、すべて「性暴力」です。性暴力は、こころやからだに大きな悪影響を与え、被害にあった人を深く苦しめます。

あなたは、このような性暴力の影響について知っていた、または聞いたことがありましたか？

<答えの選択肢>

①知っていた／聞いたことがあった。

②知らなかった／聞いたことがなかったが、この調査で知ることができた。



- 有効な回答を得た成人のうち、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は95.0%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合5.0%を大きく上回った。
- 性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は男性94.2%に対して女性95.4%であり、女性が男性をわずかに上回った。

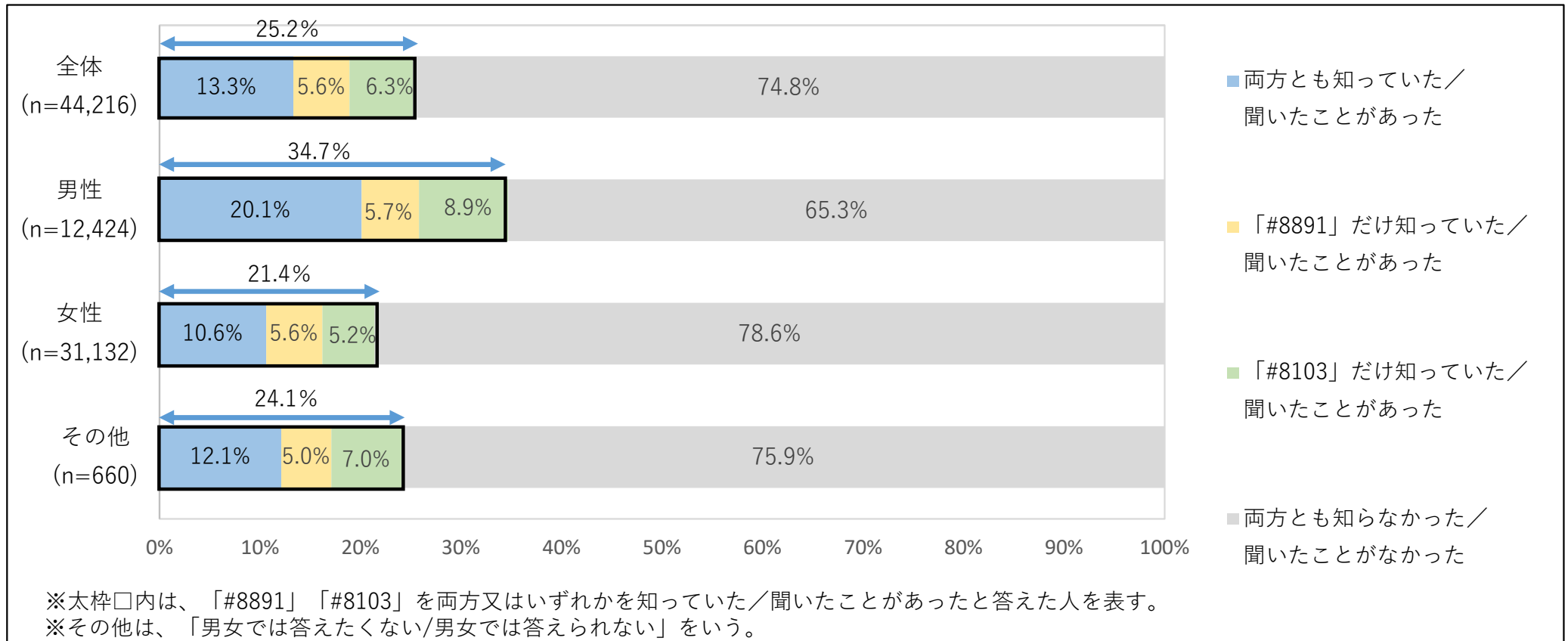
問6. 性暴力の被害者を支援する窓口について

4.成人

性暴力の被害にあった人が支援を受けられる専門窓口は、次のとおりです。

- 1.「#8891」（はやくワンストップ）：各県の専門支援機関
- 2.「#8103」（ハートさん）：警察の相談電話

あなたは、性暴力の被害者を支援する窓口について、知っていた、または聞いたことがありましたか？



- 有効な回答を得た成人のうち、支援窓口について「両方とも知っていた/聞いたことがあった」、「#8891だけを知っていた/聞いたことがあった」又は「#8103だけを知っていた/聞いたことがあった」と答えた人の割合は合わせて25.2%であり、「知らなかった/聞いたことがなかった」と答えた人の割合74.8%を大きく下回った。
- 性別で見ると、いずれかを「知っていた/聞いたことがあった」と答えた人の割合は合わせて男性34.7%に対し女性21.4%であり、男性が女性を上回った。
- なお、いずれかを「知っていた/聞いたことがあった」と答えた人のうち、「両方とも知っていた/聞いたことがあった」と答えた人の割合は13.3%（男性20.1%、女性10.6%）、「「#8891」だけ知っていた/聞いたことがあった」と答えた人の割合は5.6%（男性5.7%、女性5.6%）、「「#8103」だけ知っていた/聞いたことがあった」と答えた人の割合は6.3%（男性8.9%、女性5.2%）だった。

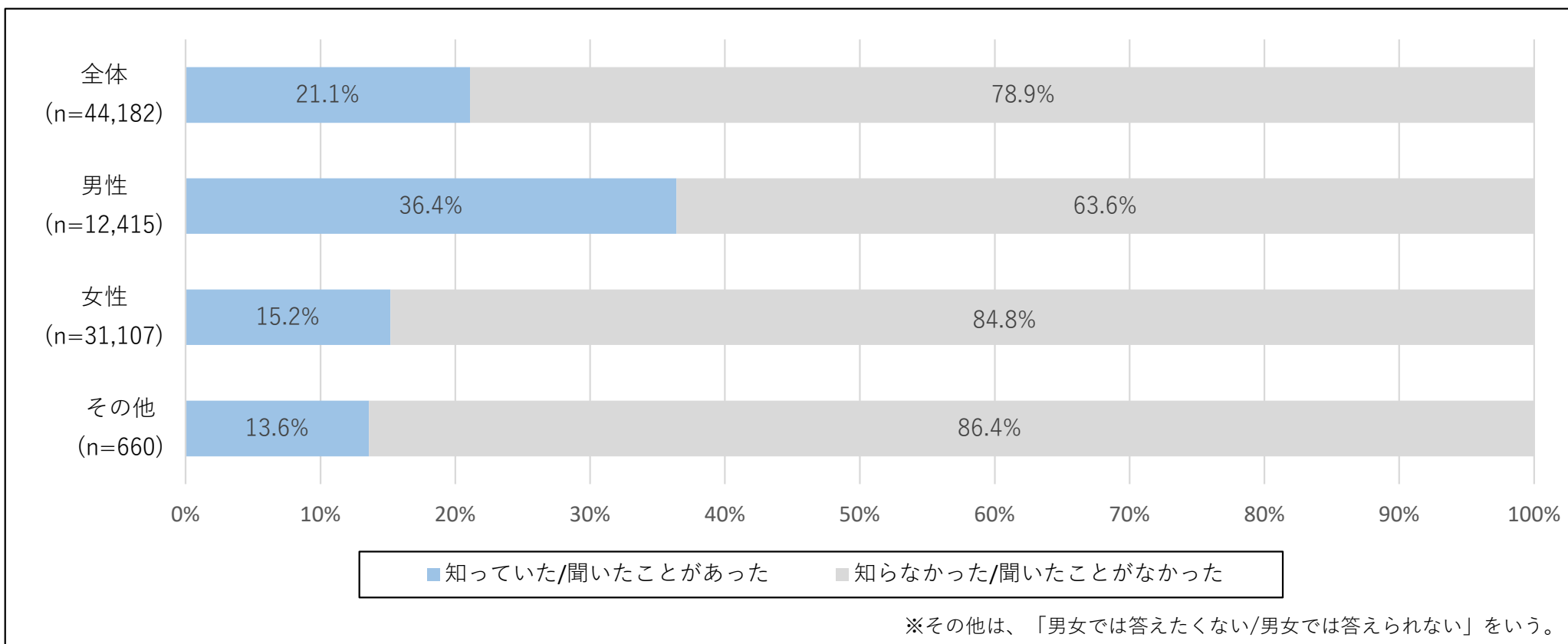
茨城県には、性暴力をなくし、被害にあった人の回復を支えるための「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」という決まりごとがあります。

この条例には、県民や事業者などが、性暴力をなくすことの大切さを理解し、被害者を支えることなどが書かれています。あなたは、この「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」について知っていた、または聞いたことがありましたか？

<答えの選択肢>

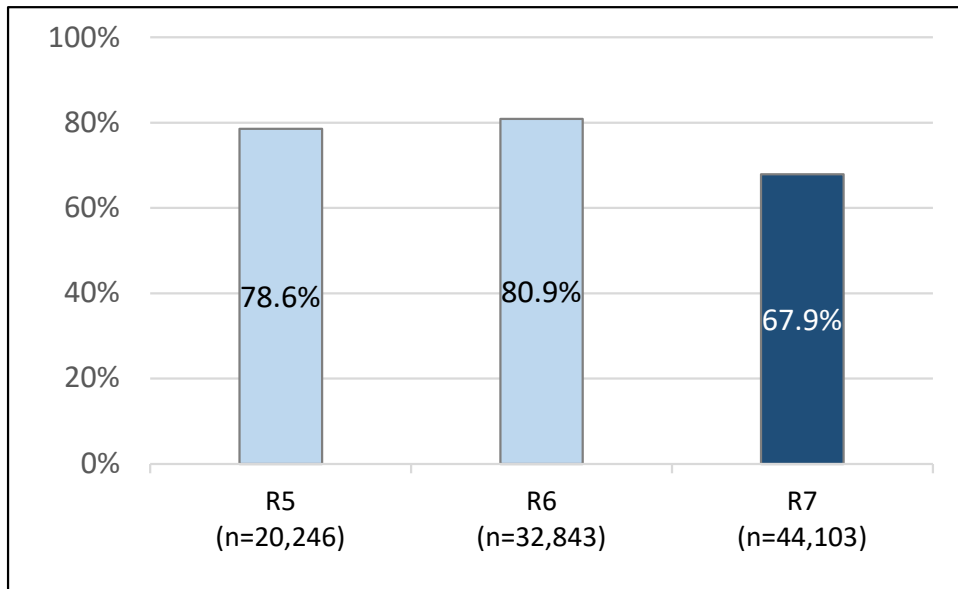
①知っていた／聞いたことがあった。

②知らなかった／聞いたことがなかったが、この調査で知ることができた。

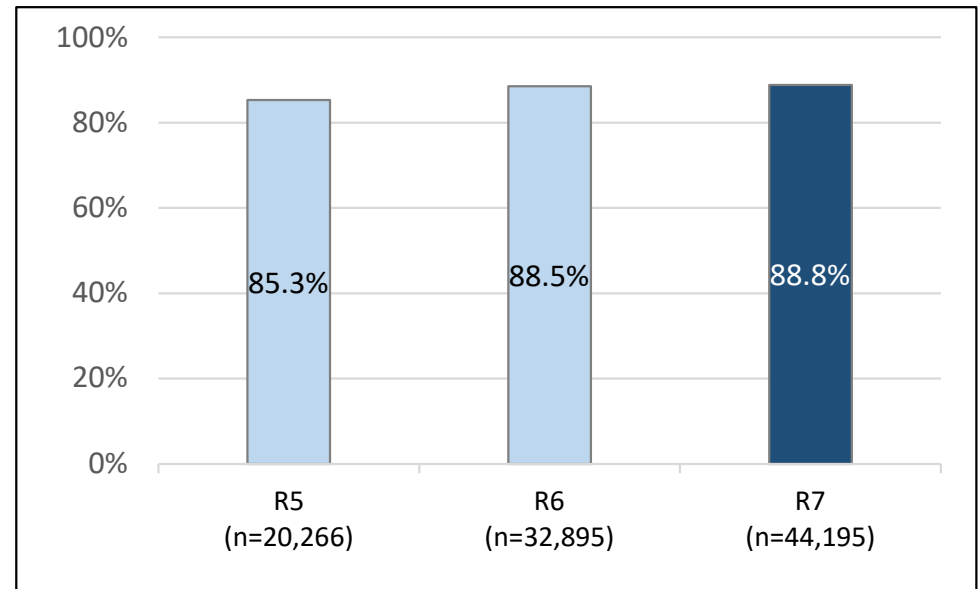


- 有効な回答を得た成人のうち、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は21.1%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合78.9%を大きく下回った。
- 性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は男性36.4%に対して女性15.2%であり、男性が女性を上回った。

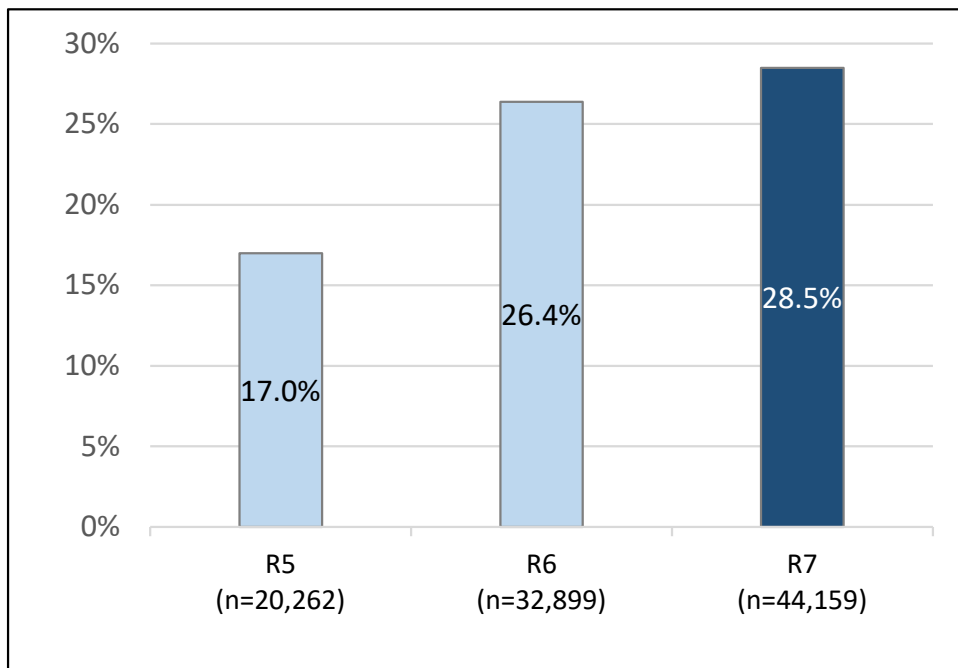
【問1】 犯罪被害者支援の必要性について



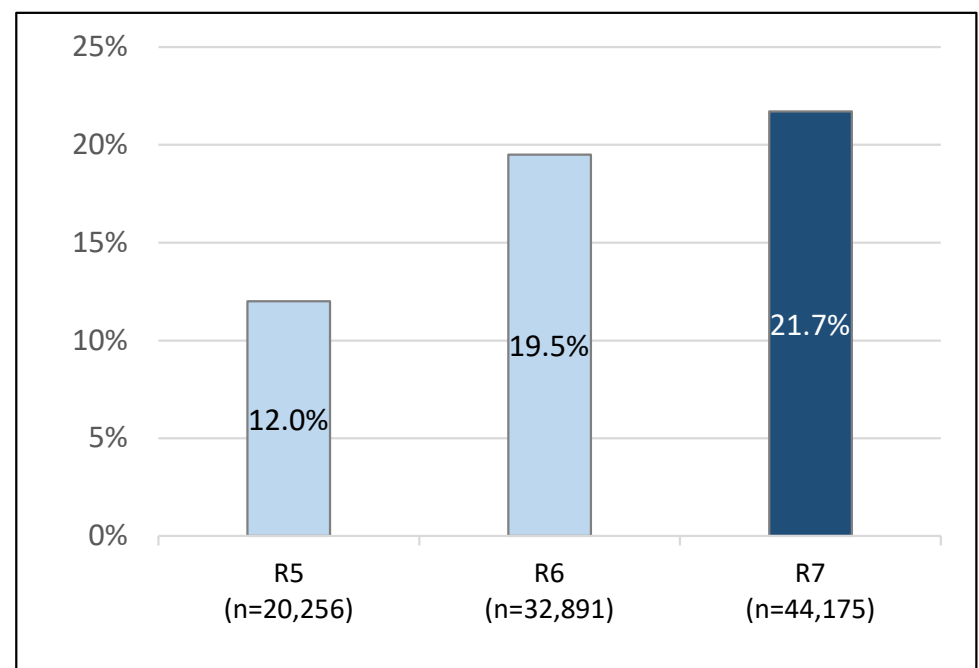
【問2】 二次的被害について



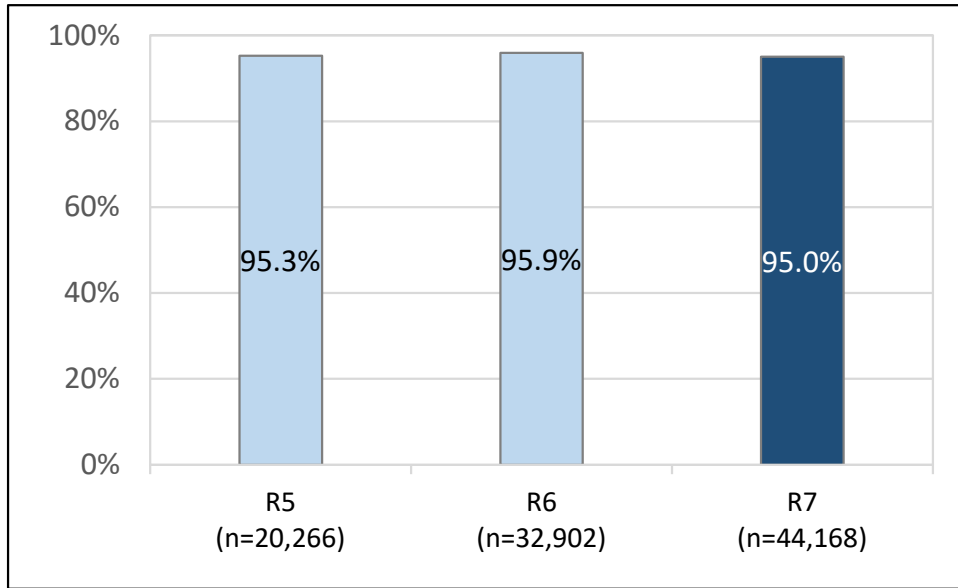
【問3】 いばらき被害者支援センターについて



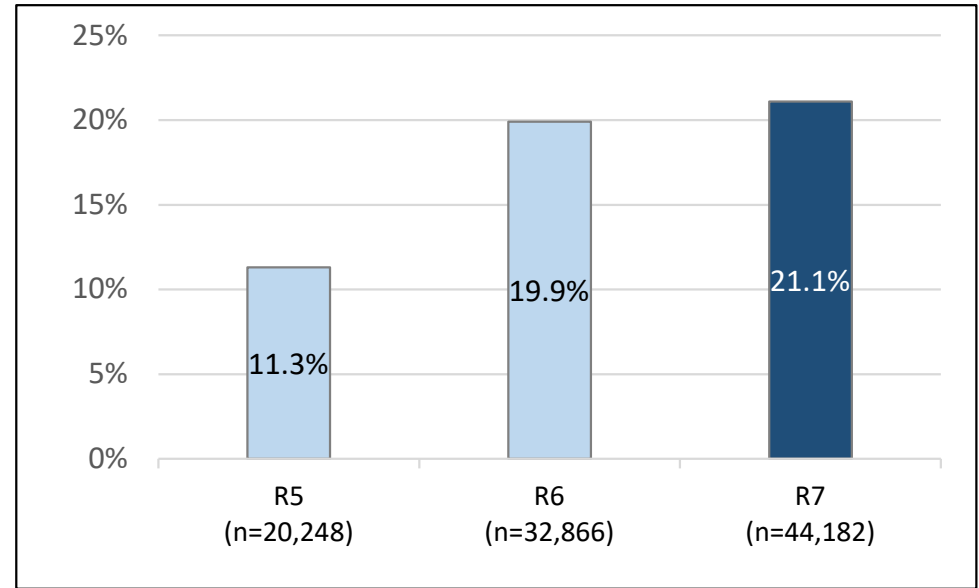
【問4】 犯罪被害者支援条例について



【問5】性暴力の被害について



【問7】性暴力の根絶を目指す条例について



【問6】性暴力の被害者を支援する窓口について

